

令和7年9月甲良町議会定例会会議録

令和7年9月4日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3 報告第8号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第4 報告第9号	専決処分の報告について（議決を経た契約の変更について）
第5 報告第10号	令和6年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
第6 報告第11号	令和6年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
第7 報告第12号	令和6年度甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告について
第8 認定第1号	令和6年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
第9 認定第2号	令和6年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第10 認定第3号	令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
第11 認定第4号	令和6年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第12 認定第5号	令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
第13 認定第6号	令和6年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
第14 認定第7号	令和6年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
第15 承認第5号	専決処分につき、承認を求めることについて（令和7年度甲良町一般会計補正予算（第2号））
第16 議案第38号	甲良町火入れに関する条例の一部を改正する条例
第17 議案第39号	甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第18 議案第40号	甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第19 議案第41号 甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第20 議案第42号 財産の取得につき、議決を求めることについて（電算機器譲渡特約付賃貸借契約）

第21 議案第43号 財産の取得につき、議決を求めることについて（消防ポンプ自動車）

第22 議案第44号 財産の取得につき、議決を求めることについて（児童生徒G I G A端末）

第23 議案第45号 令和7年度甲良町一般会計補正予算（第3号）

第24 議案第46号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第25 議案第47号 令和7年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）

第26 議案第48号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第27 議案第49号 令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

第28 議案第50号 令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）

第29 議案第51号 令和7年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）

第30 質問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めるについて

第31 請願第1号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書

第32 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福 原 守	2番	木 村 誠 治
3番	藤 居 吉 也	4番	山 田 光 義
5番	小 森 正 彦	6番	西 川 誠 一
7番	野 瀬 欣 廣	8番	木 村 修
9番	西 澤 伸 明	10番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長職務代理者

町長	寺本純二	教育長	青山繁
副町長	熊谷裕二	教育次長	原福善
総務課長	中村康之	学校教育課長	橋本明
会計管理者	大野けい子	社会教育課長	大山一
税務課長	望月仁	呉竹センター館長	上田真
企画監理課長	山崎志保美	総務課参事	村田茂
住民人権課長	宮川哲郎	保健福祉課参事	中川一
保健福祉課長	丸澤俊之	建設水道課参事	寺居友
産業課長	西村克英	総務課長補佐	宮寄一
長寺センター館長	大野正人		海

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 山下悠斗

(午前 9時02分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和7年9月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に5番 小森議員、6番 西川議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 おはようございます。本日令和7年甲良町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ここで提案説明に先立ち、本日までの若干の行政報告として、私が出席をいたしましたこの間の行事、会議等につきまして、報告をいたします。

6月24日には、上野衆議院議員に来庁いただき、本町の実施または計画している事業を説明し、それに対する助言や協力を依頼しました。

7月1日には、犯罪や非行防止立ち直り支援を呼びかける活動である第75回社会を明るくする運動のメッセージ伝達式が役場前で実施され、伝達を受けました。

また、7月7日には、大阪ガス株式会社から絵本の寄贈を受けたことにより、贈呈式を行い、その終了後に若干の意見交換を行いました。

7月10日、申し訳ございません。7月10日に大阪で開催されました令和7年度国道8号バイパス建設促進期成同盟会の総会に出席し、8月6日には期成同盟会による国、県への要望活動に参加させていただきました。

加えて8月18日は、滋賀県知事に対し要望活動を行い、尼子駅前の宅地開

発、防災道の駅整備、また産業誘致に対して、本町の要望について伝えさせていただきました。

また、各行政組合等の会議も開催され、町長または代理で副町長が参加しております、その他、町施策のために必要な会議等へも同様に参加しております。

次に、本9月定例会は令和6年度各会計の決算審査をお願いすることから、令和6年度を総括する所見を述べさせていただきます。こちらは配布させていただいております令和6年度決算の概要の冒頭に記載されたものとなります。

令和6年度は、私が令和6年1月に就任し、初めての予算編成した年度となります。就任後に短期間での編成となったことから、基本的には前町長の編成方針を踏襲しつつ、私が重要視する事項のうち、事業化が可能な事項についても可能な限り盛り込んだ予算を編成し、執行してまいりました。

その一つである人口減少対策において、住宅用地確保事業として、人口動向や宅地の需給状況について調査を行い、需要が一定あるとの結果を得たことから、令和7年度に本格的に事業化し、県との協議を進めているところです。

また、池寺地先の産業集積地については、県の募集した用地開発の候補地選定からは漏れてしまったものの、企業誘致は町税の增收のみならず、住民の雇用確保に寄与するところが大きいことから、引き続き県の関係部署とも連携し、誘致を行っていくこととしています。

また、年度後半にはなるものの、急激な物価高騰への支援のため、国の交付金を得て、水道基本料金の減免を行うなど、町民生活の下支えに取り組みました。

本町は、従前から脆弱な財政状況の下で行政運営を行っており、令和2年度決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が過去最悪となったことや、財政調整基金残高が乏しい状況に陥ったことなどを契機に、基金や地方債に頼り過ぎない持続可能な財政運営の実現に向けた取組を進めることとし、令和4年10月に第三次財政健全化計画を策定して、本町の課題等を明らかにするとともに、行財政改革のための指針を示し、令和6年4月に当該計画に基づき各年度に取り組む改革プログラムを策定し、改善を進めているところです。

加えて、本町は令和4年4月1日に過疎地域に指定されたことから、住民が生活を維持し、町を存続発展させるため、過疎対策を体系的にまとめたいわゆる過疎計画を令和5年1月に策定しており、これに基づく事業に対しては、財政上の有利な過疎対策事業債を発行しつつ、事業を推進しています。

具体的な施策や数値については、議会や委員会の中でご説明させていただきますが、今後も価格高騰の影響は続くものと想定され、住民生活の厳しさは増すと考えられています。

一方、本町の財政運営においても同様に厳しさを増すことが想定されること

から、社会情勢に柔軟に対応するとともに、行政運営を持続させるため、個々の事業を確実に再検討し、最小のコストで最大の効果を得られるよう、職員とともに町政運営に邁進してまいります。

以上、令和6年度決算の審査に際して所見とさせていただきます。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

報告第8号は、自治会所有の建物を利用した際に、事故によりガラスが破損したことに伴い、その損害の賠償を町長の専決処分により決定しましたので、その報告となります。

報告第9号は、本年3月議会で財産取得について議決いただいた案件につきまして、仕様作成時に漏れていた器具交換と、交換した器具の処分を追加する契約の変更を専決処分により決定しましたので、その報告となります。

報告第10号から第12号は、財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告となります。引き続き、各会計とも財政の健全維持に向けて努力する所存であります。

認定第1号から認定第7号は、令和6年度の甲良町一般会計及び4つの特別会計、2つの企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

これら収支の状況を述べますと、まず認定第1号 令和6年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入決算額は42億3,294万761円。歳出決算額が40億8,688万1,770円。翌年度へ繰り越しすべき財源として1,200万5,000円。実質収支は1億3,405万3,991円となっています。

続いて、認定第2号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額は8億6,582万9,592円。歳出決算額が8億5,797万5,176円。実質収支は785万4,416円です。

認定第3号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額が147万2,263円。歳出決算額は147万1,304円。実質収支は959円となります。

認定第4号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額は11億163万4,653円。歳出決算額が10億5,920万9,470万円。実質収支は4,242万5,179円です。

認定第5号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額が1億371万6,953円。歳出決算額が1億341万4,725円。実質収支は30万2,228円となります。

認定第6号 令和6年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告認定については、収益的収支で、収入が1億8,342万6,348円。支出

が1億6,288万87円。差引額は2,054万6,261円となります。資本的収支で、収入が0円で、支出が6,858万9,086円。差引きマイナス6,858万9,086円となり、このマイナスについては、地方消費税資本的収支調整額37万3,000円、建設改良積立金370万3,000円、過年度損益勘定留保資金6,451万5,786円で補填しています。

認定第7号 令和6年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告については、収益的収支で、収入が3億3,683万1,091円、支出が3億1,377万6,143円、差引額は2,305万4,948円で、資本的収支で収入が3億2,099万1,800円。支出が3億930万7,622円、差引額は1,168万4,178円となります。

続きまして、承認第5号は、令和7年度甲良町一般会計補正予算（第2号）について専決により決定しましたので、その承認を求めるものです。

内容として、国の重点支援地方交付金を受け、子育て世帯応援事業を実施するため、歳入歳出520万円を追加し、補正後の予算総額43億7,987万9,000円とするものとなります。

議案第38号は、気象情報の名称が改正されることに伴う甲良町火入れに関する条例の一部を改正する条例であり、用語の改正を行うものであります。

議案第39号から議案第41号については、地方公務員の介護休業等を定める法令が一部改正されたことに伴い、甲良町職員の育児休業等に関する条例、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部について、それぞれ所定の改正を行うものであります。

議案第42号から議案第44号は、電算機器、消防ポンプ自動車、ギガの端末の取得に際し、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議案第45号は、令和7年度甲良町一般会計補正予算（第3号）で、6,218万7,000円を追加し、補正後の予算総額を44億4,206万6,000円とするものであります。

主な補正項目としましては、歳入では、前年度決算に伴う繰越金9,405万3,000円を追加するほか、普通交付税の決定により1,319万2,000円を追加する一方、国の社会資本整備交付金の内示に伴う減額2,177万8,000円、県の地籍調査事業補助金の内示に伴う減額731万4,000円など、国県支出金の補正を計上しております。

歳出では、4月人事異動に伴う人件費の補正を行ったほか、法により繰越金の半額を積み立てるため財政調整基金積立金6,800万円を計上しています。また、国、県の交付金の減額に連動して事業費の減額も行っているものと

なります。

議案第46号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)で、1,990万6,000円を追加し、総額9億4,579万8,000円とするものであります。

議案第47号は、令和7年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)で、23万円を追加し、総額を215万5,000円とするものであります。

議案第48号は、令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)で、3,842万4,000円を追加し、総額10億8,968万6,000円とするものであります。

議案第49号は、令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)で、209万4,000円を追加し、総額を1億650万2,000円とするものであります。

議案第50号は、令和7年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号)で、収益的支出に115万3,000円を追加し、総額を1億7,608万9,000円とし、資本的支出に435万円を追加し、1億1,792万1,000円とするものであります。

議案第51号は、令和7年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)で、収益的支出に522万6,000円を追加し、総額3億1,910万6,000円とし、資本的支出に93万円を追加し、3億3,434万6,000円とするものであります。

諮問第2号は、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げました。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 日程第3 報告第8号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 報告第8号でございます。

専決処分について報告をさせていただくものとなりまして、損害賠償の額を定めるものでございます。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙の通り専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

おめくりください。裏面になります。
専決処分書でございます。
専第6号。
損害賠償の額を定めることについてでございます。
これについて、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただきました。
専決処分日につきましては、令和7年8月19日となっております。
次のページをお願いいたします。
内容でございます。
損害賠償の額を定めることについて。
財物事故による損害を次のように賠償するものとする。
相手方。住所、甲良町大字法養寺。氏名、法養寺区長 上田栄一。
事故の概要でございます。
令和7年5月23日午前10時頃、東こども園によりまして法養寺グラウンドでの園外保育中に、保育教諭の不注意によりトイレの扉同士が当たってしまいまして、区所有のトイレのガラスのドアが破損してしまいました。これに伴う賠償をするものでございます。なお、園児にけが等はございませんでした。
損害賠償額については、金1万6,500円でございます。
以上になります。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第9号を議題とします。
報告書が提出されていますので、報告を求めます。
総務課参事。

○村田総務課参事 続きまして、報告第9号でございます。こちらにつきましても、専決処分の報告でございます。
内容等につきましては、議決を経た契約の変更についてでございます。
議決を経た契約について、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

おめくりください。
専決処分書でございます。専第7号でございます。
議決を経た契約についてということで、地方自治法の規定によりまして、専決処分をさせていただきました。処分専決処分につきましては、令和7年8月13日付でございます。
その内容につきましては、次のページになります。内容につきましては、議決をした契約の変更についてということで、議会議決により成立した契約を

次のように変更するものとするとさせていただきまして、契約名称につきましては、甲良町公共施設（10施設）LED照明器具賃貸借業務でございます。

契約の相手方としましては、住所、東京都千代田区丸の内一丁目3番2号、三井住友ファイナンス&リース株式会社でございます。

変更増額でございますが、587万2,460円でございます。

変更の概要としましては、1つ目が対象機器の追加としまして、当初仕様に計上できていなかった7施設の照明器具110台等の追加が必要であるということが判明しましたので、この工事を追加するもの。

また、2つ目としまして、取り外しました蛍光灯器具の廃棄業務、こちらにつきまして、当初仕様には含んでおりませんでしたので、業務の中で交換することがより円滑な工事の進捗、また廃棄業務の適切な処理につながると考えまして、業務内容を追加したものでございます。

変更後の契約金額につきましては、5,699万3,200円となったものでございます。

以上になります。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第10号から日程第7 報告第12号までを一括議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事、建設水道課参事、順次。

○村田総務課参事 それでは、報告第10号でございます。令和6年度甲良町財政健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、甲良町財政健全化判断比率を報告するものでございます。

裏面をお願いいたします。

令和6年度決算における甲良町の財政健全化判断比率でございます。

まず、実質赤字比率、また連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じておりませんので、数字としては発生をしておりませんので、バーとさせていただいております。

3番目、実質公債費比率でございます。こちらについて、令和6年度につきましては9.0%というふうになっております。

また、4番、将来負担比率についても数字が生じておりませんので、バーとして表示をさせていただいているものになります。

以上になります。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 報告第11号です。令和6年度甲良町水道事業会計資

金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町水道事業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

裏面をお願いいたします。

令和6年度甲良町水道事業会計資金不足比率については発生しておりませんので、バーとなっております。

続けて、報告第12号 令和6年度甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告でございます。

こちらにおきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町下水道事業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

裏面をお願いいたします。

令和6年度甲良町下水道事業会計資金不足につきましては発生しておりませんので、バーとなっております。

以上となります。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

ここで監査委員の木村修議員から、令和6年度甲良町財政健全化判断比率、同じく水道事業会計資金不足比率、並びに下水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

木村修議員。

○木村修議員 それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

甲良町長 寺本純二様。

甲良町監査委員 上野安徳。

同 木村修。

令和6年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、令和6年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率 バー。連結実質赤字比率 バー。実質公債費比率 9%。将

来負担比率 バー。

個別意見。

実質赤字比率について。令和6年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。

連結実質赤字比率について。令和6年度の連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は算出されない。

実質公債費比率について。令和6年度の実質公債費比率は9.0%となっており、前年度に比べて0.2ポイント低くなった。早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り、良好である。

将来負担比率について。令和6年度の将来負担比率は将来負担額から充当可能財源等を引くとマイナスであり、比率は算出されないため、健全である。

是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

続きまして、水道及び下水道は、文言が同じになっておりますので、一括して報告とさせていただきたいと思います。

甲良町 寺本純二様。

甲良町監査委員 上野安徳。

同 木村修。

令和6年度甲良町水道及び下水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、令和6年度甲良町水道事業会計・下水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる。

資金不足比率は、バーでございます。

個別意見。

資金不足比率について。資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○丸山議長 ありがとうございました。以上で報告を終わります。

次に、日程第8 認定第1号から日程第14 認定第7号までの7議案を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 認定第1号 令和6年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 令和6年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定第7号 令和6年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 認定第1号から認定第5号までは会計管理者、認定第6号と認定第7号は建設水道課参事において、順次説明を求めます。

会計管理者。

○大野会計管理者 令和6年度の一般会計、特別会計の決算について報告をいたします。

最初に、一般会計の決算書の冊子の方からお願いをいたします。

歳入では、款ごとに収入済額、不納欠損額、収入未済額を読み上げます。ゼロ円の読み上げは省略いたしますが、収入未済額のある款については収入済額に続き読み上げをいたします。

認定第1号 令和6年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。1ページ、2ページをお願いいたします。

1ページ、歳入です。

1款 町税8億1,620万8,146円、23万5,162円、2,62

7万4,042円。2款 地方譲与税3,474万8,000円。3款 利子割交付金39万5,000円。4款 配当割交付金689万7,000円。5款 株式等譲渡所得割交付金853万2,000円。6款 法人事業税交付金1,971万2,000円。7款 地方消費税交付金1億5,974万1,000円。8款 環境性能割交付金681万9,000円。9款 地方特例交付金2,917万4,000円。

次のページをお願いします。

10款 地方交付税18億8,642万7,000円。11款 交通安全対策特別交付金60万4,000円。12款 分担金及び負担金1,229万5,890円、ゼロ、174万5,120円。13款 使用料及び手数料1,851万9,992円、276万5,000円、571万4,300円。14款 国庫支出金4億6,227万3,912円、ゼロ、3,607万8,000円。15款 県支出金2億5,996万8,499円。16款 財産収入587万8,618円。17款 寄付金1,556万7,800円。

次のページをお願いします。

18款 繰入金7,474万2,447円。19款 繰越金1億8,448万2,398円。20款 諸収入8,476万6,059円、23万312円、5,760万6,384円。21款 町債1億4,518万8,000円。

歳入合計です。予算現額43億5,639万円、調定額43億6,358万9,081円、収入済額42億3,294万761円、不納欠損額323万474円、収入未済額1億2,741万7,846円。

次のページをお願いします。歳出です。

歳出につきましても、款ごとに報告をいたします。支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げをいたします。翌年度繰越額のないゼロ円は、読み上げの方を省略いたします。

歳出。1款 議会費5,529万6,024円。2款 総務費8億2,249万6,381円、2,216万4,000円。3款 民生費14億7,313万1,347円。4款 衛生費2億6,852万6,305円、3,950万円。5款 労働費137万5,000円。6款 農林水産業費8,914万4,791円、66万円。7款 商工費2,688万1,215円。

次のページをお願いします。

8款 土木費4億2,839万8,228円、2,732万4,000円。9款 消防費1億5,143万2,690円。10款 教育費4億9,479万1,910円。11款 災害復旧費の支出はございません。12款 公債費2億7,504万5,844円。13款 諸支出金36万2,035円、14款 予備費の支出はございません。

歳出合計。予算現額43億5,639万円、支出済額40億8,688万1,770円、翌年度繰越額8,964万8,000円。

以上で、一般会計の報告を終わります。

続きまして、特別会計の冊子をお願いいたします。

特別会計では、会計ごとに仕切りの紙の色が違いますので、各色紙の次が表紙となっています。読み上げは一般会計と同様とさせていただきます。

それでは、オレンジ色のページ、国民健康保険会計をお願いいたします。私が頂いたのはオレンジでしたが、ピンク色でしたか、すみません。

認定第2号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、表紙裏面の1ページ、2ページをお願いします。

歳入です。

1款 国民健康保険税1億3,725万3,719円、23万9,145円、2,439万8,786円。2款 使用料及び手数料6万2,700円。3款 国庫支出金487万5,000円。4款 県支出金6億935万5,832円。5款 財産収入4万1,458円。6款 繰入金9,276万9,592円。7款 繰越金1,466万3,371円。8款 諸収入680万7,920円。9款 町債の収入はございません。

次のページをお願いします。

歳入合計。予算現額9億4,777万6,000円、調定額8億9,046万7,523円、収入済額8億6,582万9,592円、不納欠損額23万9,145円、収入未済額2,439万8,786円。

次のページをお願いします。

歳出です。1款 総務費3,455万5,275円。2款 保険給付費5億9,473万7,832円。3款 国民健康保険事業費納付金2億1,024万3,536円。4款 共同事業拠出金、5款 財政安定化基金拠出金の支出はございません。6款 保険事業費1,011万6,105円。7款 基金積立金4万1,458円。

次のページをお願いします。

9款 諸支出金828万970円。10款 予備費の支出はございません。

歳出合計です。予算現額9億4,777万6,000円、支出済額8億5,797万5,176円。

以上、国民健康保険会計でした。

続いて、黄色の色紙、墓地公園会計をお願いいたします。

認定第3号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。こちらも、1ページ、2ページをお願いいたします。

歳入です。1款 繰越金79万8,475円。2款 使用料及び手数料53

万円。3款 諸収入3万944円、ゼロ、12万2,400円。4款 財産収入2,844円。5款 繰入金11万円。

歳入合計。予算現額196万円、調定額159万4,663円、収入済額147万2,263円、不納欠損額 ゼロ、収入未済額12万2,400円。

次のページ、お願ひします。

歳出です。1款 墓地公園管理費11万1,304円。2款 諸支出金136万円。3款 予備費の支出はございません。

歳出合計。予算現額196万円、支出済額147万1,304円。

以上、墓地公園会計の報告でした。

次に、介護保険会計をお願いいたします。黄緑の色紙です。

認定第4号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。こちらも表紙の次、1ページ、2ページをお願いします。

歳入です。1款 保険料1億9,178万85円、45万8,490円、100万930円。2款 使用料及び手数料6,600円。3款 国庫支出金2億5,215万6,989円。4款 支払基金交付金2億7,212万1,000円。5款 県支出金1億5,281万9,501円。6款 財産収入3万1,992円。7款 繰入金2億377万2,781円。8款 繰越金2,835万6,561円。9款 諸収入58万9,144円。

次のページをお願いします。

10款 町債の収入はございません。

歳入合計。予算現額10億9,499万8,000円、調定額11億309万4,073円、収入済額11億163万4,653円、不納欠損額45万8,490円、収入未済額100万930円。

次のページ、歳出をお願いいたします。

1款 総務費2,021万2,619円。2款 保険給付費9億6,544万5,895円。3款 地域支援事業費4,573万7,072円。4款 基金積立金1,453万1,992円。5款 公債費の支出はございません。6款 諸支出金1,328万1,896円。

次のページをお願いします。

7款 予備費の支出はございません。

歳出合計10億9,499万8,000円、支出済額10億5,920万9,474円。

以上、介護保険会計の報告でした。

続いて、水色の仕切り紙をお願いします。後期高齢者医療会計です。

認定第5号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。1ページ、2ページをお願いします。

歳入です。1款 後期高齢者医療保険料 6,901万8,849円、ゼロ、マイナス16万5,946円。2款 使用料及び手数料 2,000円。3款 繰入金 3,240万3,489円。4款 繰越金 203万8,967円。5款 諸収入 25万3,648円。

歳入合計。予算現額 1億426万9,000円、調定額 1億355万1,007円、収入済額 1億371万6,953円、不納欠損額ゼロ、収入未済額マイナス16万5,946円。

次のページをお願いします。

歳出です。1款 総務費 587万2,470円。2款 後期高齢者医療広域連合納付金 9,728万9,145円。3款 諸支出金 25万3,110円。4款 予備費の支出はございません。

歳出合計。予算現額 1億426万9,000円、支出済額 1億341万4,725円。

以上、後期高齢者医療会計の報告を終わります。

私の方からの報告は以上です。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 それでは、認定第6号 令和6年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について報告をさせていただきたいと思います。

表紙2枚おめくりいただきまして、決算報告書になります。1ページになります。

一般会計同様、款及び決算額のみ報告させていただきたいと思います。

令和6年度甲良町水道事業会計決算報告書。

収益的収入及び支出。第1款 水道事業収益、決算額 1億8,342万6,348円。支出。1款 水道事業費、1億6,288万87円。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。第1款 資本的収入ゼロ。支出。第1款 資本的支出 6,858万9,086円。翌年度繰越額 5,983万円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6,858万9,086円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37万300円、建設改良積立金 370万3,000円、過年度損益留保資金 6,451万5,786円で補填をいたしております。

続けて、事業報告をさせていただきます。

決算書の19ページをお願いいたします。

令和6年度甲良町水道事業報告といたしまして、事業総括でございます。令和6年度財政状況は、総収益が1億7,066万4,000円に対し、総支出

額1億5,048万8,000円となり、当年度の純利益は2,017万6,000円でございました。また、資本的支出におきましては、収入総額ゼロに対し支出総額が6,858万9,000円で、不足する額6,858万9,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額37万円、建設改良積立金370万3,000円、過年度損益留保資金6,451万6,000円で補填をしております。

経営指標に関する事項でございますが、経常収支比率といたしまして113.41%、料金回収率といたしまして106.17%で、有形固定資産減価償却率が61.76%でございました。

議会議決事項につきましては、以下4件をお願いしたところでございます。

次ページ、20ページでございますが、工事に関することでございます。設計監理等委託業務としては1件、あと修繕等におきましては以下5件の修繕を行いました。

次ページをお願いいたします。

業務でございます。給水人口が6,362人、1日の平均配水量が2,608立方メートル、1日平均有収水量が2,189立方メートル、有収率といたしまして83.96%でございました。

事業収入に関する事項でございます。総収益といたしましては、1億7,066万3,872円、1立方メートル当たりの給水単価としましては、157.65円でございます。

続けて、事業費に関する事業でございます。合計は、1億5,048万7,911円、1立方メートル当たりの給水原価は148.49円でございます。

次ページをお願いいたします。

会計でございます。重要契約につきましては、該当はございませんでした。企業債及び一時借入金の状況でございますが、企業債といたしましては当年度末の残高といたしまして2億9,254万3,861円でございました。その他会計の経理に関する重要な事項でございますが、営業収益の他会計から負担金524万4,000円につきましては、減価償却費等全て課税仕入れ以外に充当いたしております。営業外収益の補助金448万750円のうち、16万円については委託費課税仕入れに充当し、残り残額の432万750円につきましては、給水収益見合いの補助であることから、課税収益割合により按分し、使途を特定しております。

水道事業会計といたしましては、以上となります。

続けて、認定第7号 令和6年度甲良町下水道事業会計歳入歳出及び事業報告の認定について報告させていただきます。

同じく、表紙2枚おめくりいただきまして、決算報告書をお願いいたします。

1ページになります。

収益的収入及び支出でございます。

第1款 下水道事業収益、決算額3億3,683万1,091円。支出でございます。第1款 下水道事業費3億1,377万6,143円でございました。

続けて、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第1款 資本的収入3億2,099万1,800円。支出でございます。第1款 資本的支出3億930万7,622円でございました。

続けて、事業報告をさせていただきたいと思いますので、25ページをお願いいたします。

令和6年度甲良町下水道事業報告。

総括でございます。令和6年度の財政状況は、収益的収支では総収益3億2,817万円に対し総費用3億350万4,000円となりました。当年度の純利益といたしましては、2,466万6,000円となりました。資本的収支におきましては、総収入総額3億2,099万2,000円に対し総支出総額3億930万8,000円となりました。

経営指標に関する事項でございますが、経常収支比率といたしまして、108.13%、水洗化率といたしましては84.78%、有形固定資産減価償却率といたしましては14.49%でございます。

議会議決事項でございますが、以下4件でございました。

工事に関することでございますが、案件としてはございません。

次ページをお願いいたします。

業務でございます。水洗化人口といたしましては5,387人、有収率が84%でございました。事業の収益に関する事項といたしましては、合計額3億2,817万474円、事業費に関する事項といたしましては、合計が3億350万4,386円でございました。

次ページをお願いいたします。

会計に関することでございますが、重要契約に関することについては該当事項はございませんでした。企業債及び一時借入金の状況でございますが、企業債につきましては、当年度末の残高といたしまして、29億5,168万4,045円となっております。その他会計経理に関する重要事項でございますが、1つ目といたしまして、営業外収益の他会計補助金1億603万円は、企業債の利息、減価償却費、人件費に1億545万5,133円を充当し、委託料につきましては57万4,867円を充当しております。2つ目に、営業外収益の補助金640万円は委託料に充当しております。3つ目、営業外収益の雑収

益8万7,050円は企業債利息に充当いたしました。4つ目、資本的収入の他会計補助金9,001万8,000円は、元金償還金に充当しております。5つ目、資本的収入の負担金1,177万3,800円は元金償還金に充当いたしております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○丸山議長 質疑に先立ちまして、監査委員の木村修議員から令和6年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村修議員。

○木村修議員 それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

甲良町長 寺本純二様。甲良町監査委員 上野安徳。同 木村修。

令和6年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度甲良町一般会計及び特別会計・企業会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

審査の概要。

期日、令和7年8月4日・5日・8日。

場所、甲良町役場議員控室でございます。

審査の対象は、①甲良町一般会計から⑦甲良町下水道会計までの以上7会計で、その決算は次のとおりである。

一般会計。

歳入決算額は42億3,294万1,000円、歳出決算額は40億8,688万2,000円で、差引き1億4,605万9,000円となり、このうち令和7年度へ繰り越した事業に要する財源1,200万5,000円を差し引くと、実質残額は1億3,405万4,000円の黒字で翌年度へ繰り越した。

歳入。歳入決算額は42億3,294万1,000円で、前年度と比べて1億238万円の増となっているが、主には国庫支出金、各種交付金、繰入金、県支出金の増、諸収入、町税、寄付金の減などによるものである。

増額の要因として、国庫支出金は物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金やデジタル基盤改革支援補助金、番号制度システム整備費補助金、各種交付金は住民税定額減税に伴う減収補填の地方特例交付金、繰入金は財政調整基金繰入金及び減債基金の増、県支出金の子ども子育て施策推進交付金は新設で、子育て広場事業等に対しての補助である。

減額の要因として、諸収入は住宅新築資金等貸付金元利収入の減、町税については、個人町民税は国施策の定額減税や、固定資産税の評価替え実施に伴う減、寄付金はふるさと応援寄付金の減である。

歳入決算における自主財源構成比は、一般会計ベースによると 27.7% と前年度 29.2% に比べて 1.5 ポイント低くなつた。自主財源の町税や諸収入の減額及び依存財源が昨年より増加していることが主な原因である。同級他団体に比べ低い状態が続いており、今後はさらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上等に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

滞納額の主な状況を見ると、町税は主には時効完成等により不納欠損処分 23 万 5,000 円をした結果、2,633 万 8,000 円で、88 万 1,000 円の増。

こども園保育認定保育料等は、174 万 5,000 円で、52 万 6,000 円の減。

こども園教育認定使用料等は、5 万 2,000 円で、6 万円の減。

こども園教育認定給食費は、2 万 1,000 円で、5 万 3,000 円の減。

学校給食費は、不納欠損処分 20 万 1,000 円をした結果、100 万 5,000 円で、48 万円の減。

児童クラブ利用料は、不納欠損処分 2 万 9,000 円をした結果、16 万 1,000 円で、9 万 6,000 円の減。

住宅使用料は、不納欠損処分 276 万 5,000 円をした結果、566 万 2,000 円で、296 万円の減。

住宅新築資金は、不納欠損処分ゼロをした結果、5,555 万 8,000 円で、350 万 8,000 円の減。

令和 6 年度滞納額の合計額（諸収入の住宅新築資金等貸付金元利収入を含む）は、9,054 万 2,000 円となり、前年度と比べて 680 万円減少しているが、不納欠損額も 323 万円あり、依然として滞納額が大きな状況となっている。

町統一の判断基準「未納者に対する取組状況及び不納欠損理由と生活困窮の定義」は、公平性を保つ上で効果的であり、今後もそれに従い滞納整理を行うとともに、料金などの徴収金についても恣意性が入らないように回収に努められたい。

特に、町税において滞納額の把握は、徴収の根幹であるため、日次、月次、出納期間内での財務会計システム・未収金管理システム・トピックス N E O の 3 つのシステムの確認を遺漏なく行い、基本に立ち返り日々の事務執行に努められたい。

なお、令和 6 年度の諸収入の住宅新築資金等貸付金元利収入の滞納額は 5,555 万 8,000 円で、前年度と比べて 350 万 8,000 円の減となっているが、町全体の滞納額の 32.1% を占めている。令和 3 年度より始めた弁

護士委任は継続して行い、徴収強化に取り組んでいる。当貸付金は返済が原則であるので、今後も計画的に債権回収業務を遂行されたい。

歳出。歳出決算額は40億8,688万2,000円で、前年度と比べて1億4,080万3,000円の増となっているが、主には総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費の増、農林水産業費、商工費の減などによるものである。

増減額の要因として、総務費の総務一般管理費は人件費の給与改定等に伴う増、民生費の障害者自立支援事業の増、衛生費は予防接種事業の増、土木費は社会資本整備交付金事業の町道新設改良工事費の増、教育費は教育施設整備費の増、農林水産費は農業振興一般管理事業の減、商工費は観光振興費の減である。

予算に対する執行率は93.8%である。なお、翌年度へ繰り越して事業執行する繰越明許費繰越額の8,964万8,000円を含んだ率は95.9%である。

普通会計ベースにより、地方債現在高は15億6,158万円で前年より1億2,194万9,000円減少し、地方債現在高比率は61.3%で前年度より4.7ポイント低くなり改善した。

令和6年度末の基金の残高は、15億8,484万7,000円で4,290万1,000円増加した。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.8%で、前年度と比べて5.6ポイント悪化している。町の財政は依然として弾力性に乏しく硬直化しており、危機的状況にあると言わざるを得ない。

令和4年4月に過疎化指定がされ、過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、令和6年度においては、11事業で道路新設改良事業ほか計1億2,300万円の過疎対策事業債の発行がされた。事業費の70%相当分が交付税の基準財政需要額に算入されるが、人口減少対策としての事業は一朝一夕にできるものではない。しかし、財政面で有利なものであるので、起債償還のバランスを考慮しつつ、今後もしっかりと見極め、活用されたい。

また、生活に身近な分野の重点施策を選定し、歳入に見合った歳出を原則に、限られた財源の重点的・効率的な配分や不要な事業見直し等による歳出削減に職員が一丸となって取り組まれたい。

さらには、第三次財政健全化計画に基づいて策定された詳細な改善プログラムに確実に取り組むとともに、進捗管理を徹底されたい。

特別会計・企業会計。

（1）国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が8億6,583万円、歳出が8億5,797万5,000円で、差引785万4,000円の残額は翌年度に繰り越した。滞納額

は不納欠損分の23万9,000円を除くと2,442万4,000円となり、前年度より230万1,000円増加している。

国民健康保険制度は、適正な保険給付と公平な税負担が求められている。過年度の収納率は21.2%と前年度より8.7ポイント下回り、現年度の収納率も94.6%と前年度より1.2ポイント下回っており、滞納額は増加している。

国民健康保険料の統一化に向けては、県下13市町は令和9年度開始で、本町を含む6市町が令和12年度に開始される。県民全てが同じ保険料の算定になる予定だが、本町は現在の保険料から比較すると負担増となる。

保険料の急激な増額は、住民の理解も得られにくいため、計画的に増額することや、住民への周知に努めるとともに、国への公費負担の充実の要望や国保運営基金の確保など、万全に臨んでいただきたい。

また、国保税は財政の基盤になる税収の一つなので、引き続き滞納整理をしつかりとされたい。公平な医療を受けるための必要な負担であることを被保険者に十分周知するとともに、税務課においては納税者に不公平とならないよう的確な賦課徴収を行い、住民人権課においては給付担当課として適正な資格管理や給付事務の適正化に努め、今後も納付勧奨のサポートを継続しつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれたい。

（2）墓地公園特別会計。

本会計決算額は、歳入が147万2,000円、歳出が147万1,000円で、差引959円の残額は翌年度へ繰り越した。

滞納額は12万2,000円で、前年度に比べて2,000円減少した。未納者には、使用墓地返還を求めるように指摘したが、令和7年度に該当があつたと報告を受けた。未納者対策として、今後も引き続き取り組まれたい。

令和6年度には2区画を販売し、全396区画のうち残り171区画となつたが、販売が進まない現状である。

インターネットや様々な場所でのチラシ設置、自治会向けチラシの配布など、引き続き墓地の販売促進や宣伝等に取り組まれたい。

（3）介護保険事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が11億163万5,000円、歳出が10億5,920万9,000円で、差引4,242万5,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

滞納額は、不納欠損額45万8,000円を除くと189万6,000円と、前年度に比べて34万9,000円増加した。また、現年度普通徴収の収納率は、92.6%と前年度より2.4ポイント減少、過年度徴収の収納率は8.0%と前年度より28.8ポイント減少した。

介護保険法の理念は、地域社会で支えながら介護サービスの充実をめざすことであり、負担の公平性からも、滞納者には平素からこまめな納付指導や接触を行うとともに、時効の中止となる分納誓約書を徴すことや、滞納の場合の給付制限の案内をするなど、滞納の未然防止に向け確実な事務執行に努められたい。

介護給付費は、令和6年度実績9億6,511万7,000円の1億733万7,000円増で、1.13倍となった。主な要因は、令和5年5月以降コロナが第5類に移行された後の介護給付費の急激な伸びが継続しているためである。

介護保険第9期計画(令和6年～令和8年度)の見込額を大きく上回っているが、その乖離の要因は、令和5年10月以降の急激な介護給付費の伸びが反映されていないことである。このことは、要介護認定者は微増であるが、中重度者(要介護3～5)の該当割合が、令和5年度が47%に対し、令和6年度は約52%のため、要介護度が高いほど同じ介護サービスの利用でも介護給付費が高くなることも関係している。

要介護になる前の段階で予防につなげていけるよう、健康意識改善に今後も取り組まれたい。

(4) 後期高齢者事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が1億371万7,000円、歳出が1億341万5,000円で、差額32万2,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

滞納額は16万8,000円と前年度に比べて11万3,000円増加しているが、今後も納付義務の十分な理解を得られるようにこまめな説明を行い、初期段階での窓口説明や電話連絡等の対応をし、新規未納者の未然防止に努められたい。

また、滞納者には催告書を発行し、分納誓約を徴し、時効防止に努めるなど適時的確な事務処理を遂行されたい。

(5) 水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億3,212万6,000円、営業外収益は3,853万8,000円、支出の営業費用は1億4,413万2,000円、営業外費用は635万6,000円、当年度純利益は2,017万6,000円となり、当年度未処分利益剰余金は2,387万9,000円となった。

有収率は令和6年度では84%（前年81.0%）と前年度より3.0ポイント増加している。年間配水量は、令和6年は95万1,741立方メートルで、3万2,230立方メートル減少したが、人口減によるものである。配水量が減少しているのに、有収率が増加している原因は、漏水調査が進んだため

とのことであった。有収率は水道経営の根幹をなすものであることから、水道経営の適正化に向けて安全で安心な水の供給に取り組むとともに、不正取水の防止策に最善を尽くされたい。

滞納額は、不納欠損額 220万9,000円を除くと 4,024万円で、985万円の減額である。

長期滞納者に対しては、引き続き給水停止を含めた納付指導を確実に実施し、収納率向上に努力されたい。

（6）下水道事業特別会計。

本会計の決算の損益計算書において、収入の営業収益は 8,668万9,000円、営業外収益は 2億4,148万2,000円、支出の営業費用は 2億6,179万8,000円、営業外費用は 4,170万7,000円で、当年度純利益は 2,466万6,000円となり、当年度未処分利益剰余金は 2,466万6,000円となった。

滞納額は、不納欠損額 7万6,000円を除くと 1,552万6,000円で、14万7,000円の減少である。滞納額の減少に向けて、引き続き努力されたい。

また、水洗化率は 84.8%（前年 84.2%）であり、前年度より 0.6 ポイント上回っている。有収率は、令和6年度では 84%（前年 86.7%）と前年度より 2.7 ポイント減少している。これは、雨水などの不明水やマンホールへの地下水侵入が原因である。

令和8年4月からの料金改定に向け、住民への十分な周知を行い、準備を確実に進められたい。

18ページ、結論でございます。

令和6年度甲良町一般会計及び特別会計・企業会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行及び財産の管理についてはおおむね適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

財政状況は、自主財源に乏しく脆弱な財政基盤で、多くは地方交付税や地方債の依存財源に頼っている現状である。一般会計及び特別会計・企業会計を合わせた地方債の現在高は総額 48億580万7,000円（前年 50億6,608万9,000円）で、前年度より 2億6,028万2,000円の減額となったが、依然として大きな借金を抱えている。

令和6年度も物価高騰により経済情勢が不安定であり、さらなる高齢化に伴う医療・介護等の給付額の増加やさらなる人口減が見込まれる。財源確保の厳しい状況が継続されるが、令和4年4月に過疎化指定されたことに伴う過疎債

の発行は、町民が将来にわたって安全に安心して暮らせる地域社会の実現のため、事業を吟味し、有効に活用されたい。

また、第三次財政健全化計画により策定された詳細な改善プログラムを確実に実行されたい。

健全な財政運営を確立するためには、危機感を持って職員の適材適所の配置や行財政運営の見直しなどを行うとともに、風通しのよい職場づくりに努力されたい。

また、一般会計の不用額が1億7,986万円で、特別会計は1億2,693万2,000円で、併せると3億679万3,000円と多額である。前年度より6,246万7,000円増えた。今後も、不測の事態に備えた一定額の予備費計上は必要であるが、しっかりと予算計上を行い、各基金の積立額を確実に予算計上するよう習慣づけられたい。

徴収金の滞納状況については、前年度より1,403万7,000円減り、1億7,291万9,000円となった。町税や使用料、保険料、貸付金等は町財政における貴重な財源であり、滞納があることは健全な財政運営を確立できない要因であるとの厳しい現状認識を職員一人一人が持つとともに、権利と義務が果たされる社会秩序を維持するためも、公平公正な徴収の認識の下、実効ある収納・徴収業務をさらに進められたい。

具体的には、滞納額をそのまま放置することなく適時適切な納付督促や納付義務の意識づけを繰り返し行うなど、滞納額が大きく膨れ上がる前にそれぞれの滞納額の原因や実態等を把握し、早期に指導等を行うなど一層の収納促進を図るとともに、滞納の未然防止に努められたい。

なお、特別会計への助成金・出資金・繰出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計ごとに独立採算が取れるよう適正に処理されたい。

最後に、町行政の信頼の礎は日々の正しい行政事務執行等の積み重ねである。財政危機を回避するため、職員が一丸となって無駄のない事業執行に努めるとともに、コンプライアンス（法令順守）の意識向上や職場風土の改善を徹底し、職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、職務に専念されることを切望して、令和6年度決算審査の意見の結びとします。

以上でございます。

○丸山議長 決算審査の報告が終わりました。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第7号までの7議案について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 よろしいですか。ないようですから、これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第7号までの7議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第15 承認第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第5号 専決処分につき承認を求めるについて。

令和7年度甲良町一般会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 承認第5号でございます。専決処分でございますが、議案書裏面の方をお願いいたします。

こちらにつきましては、専第5号としまして、令和7年7月1日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。その中身につきまして、予算書でもって説明をさせていただきます。予算書の裏面をお願いいたします。

令和7年度甲良町一般会計補正予算（第2号）でございます。

内容としましては、第1条でございます。歳入歳出にそれぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億7,987万9,000円とするものでございます。

その内容につきまして、第1表の方でご説明をさせていただきます。項の項目の補正額について読み上げの方をさせていただきます。ごめんなさい、款項の名称と補正額を読み上げさせていただきます。

歳入、まず歳入の部でございます。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正額458万6,000円。18款 繰入金、2項 基金繰入金61万4,000円。合計補正額520万円でございます。

裏面をお願いいたします。歳出の部でございます。3款 民生費、1項 社会福祉費、補正額520万円でございます。歳入歳出同額でございます。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 予算書の説明欄の7ページのところです。物価高騰対策支援金の概要を説明いただけますか。そして、その対象に執行されていると思うんですけども、よろしくお願ひします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 この物価高騰対策支援金の概要ですが、子育て世帯生活応援事業としまして、甲良町の18歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯に向けた1世帯1万円の道の駅で使用できるクーポン券の交付をさせていただきました。交付世帯は450世帯で、対象の児童は808人というふうになっております。

以上です。

○丸山議長 よろしいですか。

9番西澤議員。

○西澤議員 全員協議会でも議論がありましたが、道の駅のクーポン券となつた、つまり甲良町内全体の商店ないしは甲良町内で使えるクーポン券という点の議論がありましたけれども、道の駅になった、道の駅に限られた部分ですね。そうなつたきさつについて説明をお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 事業の計画、国への報告がすごくタイトなスケジュール感でございまして、その中でこの事業を計画させていただいたんですけども、できましたら新米が取れる季節までに、またお盆が来るまでに夏休みの間にというところで、スピード一にこの事業を開始したく、道の駅の方に販売協力店として協力をいただいたというところでございます。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 そうすると国の対応、つまり正確にこういう交付金が実行されるということが遅かったということに尽きることなんでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 国の方からは補正予算で、甲良町にはこの歳入の額です458万6,000円を上限に交付金の追加がございました。そこから、1カ月はなかったと思います。事業計画を立てて、甲良町ではどういう事業を行うかというところの報告が必要でした。その中で、甲良町にこの458万6,000円の金額でどういったこの物価高騰対策ができるであろうかというところで、町長をはじめ、全課で協議をさせていただいたんですけども、金額的にも全世帯に支援をさせていただくまでの金額ではございませんでしたので、お子さんがいらっしゃる世帯に絞って、今回実施させていただきました。

○丸山議長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。
ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。
ないようですから、これで討論を終わります。
これより承認第5号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって、承認第5号は承認されました。
次に、日程第16 議案第38号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長 議案第38号 甲良町火入れに関する条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
令和7年9月4日。
甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。
産業課長。

○西村産業課長 議案第38号 甲良町火入れに関する条例の一部を改正する条例。
おめくりいただきまして、火入れに関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、文言の改正でございます。甲良町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。第14条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改めるものです。

附則。この条例は公布の日から施行する。
以上です。よろしくお願ひします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第17 議案第39号から日程第19 議案第41号までを一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第39号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第40号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第41号 甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 まず、この3つの条例の改正でございますが、育児を行う職員の仕事と生活の両立支援の拡充に向けた取組に係る地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正が令和7年10月1日に施行されることに伴いまして、改正を行うというところでございます。

大きく2点でございます。

1つは、育児休業部分の取得のパターンの多様性について、現在は1日につき2時間を超えない範囲で育児部分休業を取得可能としておりますが、それに加えまして、1年につき77時間30分、日数としては10日間を超えない範囲のパターンを新設し、職員はいずれかを選択するというものでございます。

また、2点目でございます。仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員

の意向確認等につきまして、職員が本人またはその配偶者の妊娠または出産に関する申出を行った場合に、仕事と育児との両立支援制度に関する情報の提供及び当該制度利用に係る意向確認のための措置を講ずることを義務づけるというものでございます。

議案書をお願いいたします。議案第39号でございます。議案書の次のページをお願いいたします。

甲良町職員の育児休業に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第19条2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第19条第2項第1項に掲げる範囲内に請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は、」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

第20条の2。育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間の第2号部分の休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数。

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があった場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数。

第20条の3。育児休業第19条の2の条例に定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第20条の4。育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例、次のページをお願いいたします。で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分。

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間。

第20条の5。育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条

第2項の規定による申出に予測することができなかつた事実が生じたことにより、同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「除く。)が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、同条第2項中「会計年度任用職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附則。この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第40号でございます。甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の次からお願いをいたします。

甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2の見出し中「職員」の次に「等」を加え、同条第1項中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

18条の2。任命権者は、甲良町職員の育児休業等に関する条例第23条の措置に講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるための措置。

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置。

(3) 甲良町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項に規定する申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以降に発生し、又は発生することが予想される職員生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置。

2、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるための措置。

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置。

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置。

3、任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱い、次のページをお願いします。に当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第41号をお願いいたします。甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の次のページをお願いいたします。甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「養育するため1日の勤務時間の一部」を「養育するため1日の勤務時間の全部又は一部」に改める。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、一括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、議案第40号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、議案第41号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第41号は可決されました。

ここで15分間休憩に入ります。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第20 議案42号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第42号 財産の取得につき、議決を求めるについて。（電算機器譲渡特約付賃貸契約）

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○山崎企画監理課長 それでは、議案書裏面をお願いいたします。

電算機器譲渡特約付賃貸借契約に係る財産の取得につき、議決を求めるについてでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1番、取得する財産です。庁内の電算機器でノートパソコン68台分になり

ます。

2番、取得の方法ですが、指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約です。

3番、取得予定価格でございます。1,796万5,200円です。

4番、契約の相手方、記載のとおりでございますが、京都府京都市のF L C S株式会社となっております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 全協におきまして、指名は5社という説明がありました。そこでリースができる企業だということなんですが、その確認ですね。つまり、5社のうち全部がリースを可能とするものかどうかも含めて説明ください。

そして、町に指名願いを出している企業もこれと同じか、それともそれよりも多いのかどうかですね。

それから、もう一つは、必要な機種ですが、特別仕様が必要なのかどうか。つまり、情報系とかネット系のそれぞれの個数を言っていただきましたが、その説明をお願いいたします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 まず、5社の指名競争入札によるものにつきましては、この5社は、本町の方に指名願い登録をされているリースのできる会社5社でございます。

機器の方につきましては、ノートパソコン68台のうち、情報系端末が10台、基幹系端末が22台、ネット系端末が36台でございます。この機器の使用に関しましては、本町を含む6町の電算関連備品の共同調達ということで、6町でそのスペック、ものにつきましては合わせているところでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 この電算機器、パソコンなどですね。IT器具、機器などについては、1社納入すると、それに合うところというのずっと独占的な状況も生まれます。そういう点でも、公平な入札及びそういう契約が進むように留意をしていく必要があると思いますので、そのことを申し上げて賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第21 議案第43号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第43号 財産の取得につき、議決を求めるについて。(消防ポンプ自動車)

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第43号でございます。財産の取得でございます。

まず、その取得の理由でございます。消防ポンプの取得でございます。原因は、平成11年12月に購入し、25年が経過をしているというところでございます。耐用年数が経過しているというところはもちろんでございますが、原因はマニュアル車であること、また中型免許が必要であることから、今後新たな消防団員については、運転に支障を来すというところでございまして、新たに財産を取得し、円滑な消防活動を実施するためのものというものでございますので、よろしくお願ひいたします。

議案書裏面をお願いいたします。

財産の取得につき議決を求めるについて。

次の財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する財産。消防ポンプ自動車。

2、取得の方法。一般競争入札による売買契約。

3、取得予定価格。2,860万円。

4、契約の相手方。住所、滋賀県彦根市平田町185番地。氏名、奥山ポン

プロ商会代表取締役、北村勲司氏でございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 契約の相手の奥山ポンプですが、それに同等同種の企業は県内で8社あるというように全協で説明がありました。それで、応札自体が、この奥山ポンプ1社だけだったという点では、分かる範囲で、どういう理由で1社だけの応募だったんでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 理由は分かりません。

○丸山議長 参事も分からぬ、一緒ですか。

9番西澤議員。

○西澤議員 それで、相手があることですから、分からぬ理由、分かるんすけれども、つまり同じ種、つまりなったわけですけれども、一般競争入札、条件付の中で条件をつけた段階の条件が、8社、あの7社が応募できないような状況があったということもあるんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 そのようなことはないと認識しております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 購入の必要性の説明がありました。これについては、納得できる内容ですし、容認をしたいというように思います。

私が反対をする理由は、やはり8社がある中で、テリトリーがあつて、事前に1社だけというように業者間の談合も疑われる、こういう状況もあります。そういう点では、全面的に容認することはできません。だから、そういう点では、購入の必要性については分かりますけれども、反対の討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第22 議案第44号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第44号 財産の取得につき、議決を求めることがあります。（児童生徒GIGA端末）

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○福原教育次長 議案書裏面をお願いします。

財産の取得につき、議決を求めることがあります。児童生徒用のGIGA端末です。

次の財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産。児童生徒GIGA端末582台です。

取得の方法。随意契約による売買契約。

取得予定価格。3,007万6,596円。

契約の相手方。住所、滋賀県東近江市五個荘築瀬町11番地3。氏名、藤野商事株式会社代表取締役、藤野滋。

契約に関しましては、県が実施する共同調達でプロポーザル方式により決定したものでございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

9番西澤議員。

○西澤議員 この議案が承認をされれば、導入はいつからになりますかね。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 令和8年度からになります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第23 議案第45号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第45号 令和7年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 議案第45号 令和7年度甲良町一般会計予算補正予算(第3号)でございます。

予算書の裏面の方をお願いいたします。

この補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,218万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億4,206万6,000円とするものでございます。

また、地方債の変更についてもございます。それぞれ第1表及び第2表の方でご説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。第1表の方をお願いいたします。

まず、歳入の部分につきまして、款、項及び補正額の方を読み上げさせていただきます。

10款 地方交付税、1項 地方交付税、補正額1,319万2,000円。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正額95万8,000円、2項 国庫補助金、補正額1,595万6,000円の減額。15款 県支出金、1項 県負担金、補正額38万7,000円、2項 県補助金、補正額690万9,000円の減額、3項 委託金、1万3,000円の増。18款 繰入金、2項 基金繰入金、2,157万2,000円の減額。19款 繰越金、1項

繰越金 9,405万3,000円。20款 諸収入、3項 貸付金元利収入、9万9,000円の減額、5項 雜入 472万円。21款 町債、1項 町債、660万円の減額。合計 6,218万7,000円。

おめくりください。歳出の部でございます。同じく、款項及び補正額の方を読み上げさせていただきます。

1款 議会費、1項 議会費、84万2,000円の減額。2款 総務費、1項 総務管理費 5,982万5,000円、2項 徴税費 82万3,000円、3項 戸籍住民基本台帳費 55万2,000円。3款 民生費、1項 社会福祉費 695万2,000円、2項 児童福祉費 114万9,000円。4款 衛生費、1項 保健衛生費 362万1,000円、2項 清掃費 232万5,000円。6款 農林水産業費、1項 農業費、99万9,000円の減額。7款 商工費、1項 商工費 229万9,000円。8款 土木費、1項

土木管理費、890万8,000円の減額、2項 道路橋梁費、1,338万円の減額、4項 住宅費 466万3,000円、5項 都市計画費 133万5,000円。10款 教育費、1項 教育総務費、187万6,000円の減額、2項 小学校費 136万6,000円、3項 中学校費 49万1,000円、4項 社会教育費 251万1,000円、5項 保健体育費 28万円。公債費については、財源更正でございます。併せて 6,218万7,000円で、歳入歳出同額でございます。

おめくりください。

第2表、地方債補正でございます。地方債の変更でございます。

起債の目的及び補正前額、補正後額の方を読み上げさせていただきます。

社会資本整備交付金事業費債、補正前額 2,530万円、補正後額 1,870万円。補正額については、660万円の減額でございます。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

9番西澤議員。

○西澤議員 補正予算に対する基本的な編成の基準といいますか、考え方についてお尋ねをしたいと思います。

9ページに、前年度の繰越金が計上されています。9,400万円弱ですね。それからもう一つ、11ページには、財政調整基金の積立てが 6,800万円計上されています。以前から私、9月議会ないしは12月議会で、暖房費の補助というのを言ってまいりました。しかし、昨今の異常気象ですね。もう本当に暑い34度、甲良町でも35、36度になる2時、3時になる場合もあります。エアコンをつけますと、本当に高く電気代がかかります。そういう点で、暖房やそれから冷房の補助、電気代の補助、こういうことを考えなかつたかど

うか。そういうことの暮らしの応援というように考えられたのかどうか、それを補正予算に計上しようというところで検討があったのかどうか。説明をお願いします。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 まず、基金の積立て及び前年度繰越金に関してですけれども、前年度繰越金については、前年度の歳入歳出の差額から、令和6年度から令和7年度に繰り越しました繰越し事業に使います一般財源を差し引いた額、この額になるように補正の方をさせていただいております。

また、当初予算で繰越金については4,000万円計上させていただきましたので、今回の補正と合わせた額が前年度繰越金、令和6年度から令和7年度に繰り越した額になります。

また、地方財政法の第7条におきまして、繰り越した額の半額以上を財政調整基金に積み立てるような規定がございまして、これに基づきまして、今回歳出の方で基金の積立ての方をさせていただきました。

また、2点目につきましては、各担当部署の方で要求に基づきまして、今回計上させていただいております。各担当部署の方でそれぞれ検討された結果というふうには財政担当部署としては考えているところでございます。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 いわゆる余剰金があったから補助を増やそう、生活支援をしていくということではなくて、あるなしにかかわらずそういうような検討がされたのかどうかについては、回答がありません。もう一度説明をお願いします。総務課長で、そういうふうな検討をしたのかどうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 担当課でいろいろ議論をされているかと思うんですが、特に総務課でこのことについて、今、西澤議員のおっしゃることについて議論というのはしておりません。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第46号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第46号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書裏面をご覧ください。

令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出それぞれ1,990万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億4,579万8,000円とするものでございます。

説明につきましては、1ページの方で説明をさせていただきます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正。款項を読み上げまして、補正額を読み上げさせていただきます。

3款 国庫支出金、1項 国庫補助金968万円。6款 繰入金、1項 他会計繰入金、393万2,000円の減。7款 繰越金、1項 繰越金785万4,000円。8款 諸収入、3項 雑入630万4,000円。歳入合計1,990万6,000円でございます。

2ページをお開きください。

歳出でございます。1款 総務費、1項 総務管理費、583万8,000円。2款 保険給付費、4項 出産育児諸費200万1,000円。3款 国民健康保険事業費納付金、2項 後期高齢者支援金等35万1,000円。6款 保険事業費、1項 保険事業費5万5,000円。9款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金642万3,000円。10款 予備費、1項 予備費523万8,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第47号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第47号 令和7年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書表紙裏面をご覧ください。

令和7年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出それぞれ215万5,000円とするものでございます。

説明につきましては、次ページをご覧いただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。こちらも款、項、補正額を読み上げさせていただきます。

5款 繰入金、1項 基金繰入金、補正額23万円。歳入合計23万円。

次ページをお開きください。

歳出。1款 墓地公園管理費、1項 墓地公園管理費、補正額23万円。歳入歳出合計は同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第26 議案第48号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第48号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 予算書裏面をご覧ください。

第1条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,482万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,968万6,000円とするものです。

詳細について、1ページ、歳入欄から、款、項、補正額の順で読み上げます。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、15万1,000円の減額。5款 県支出金、2項 県補助金、7万6,000円の減額。7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、344万円の減額。7款、2項 基金繰入金、176万円の減額。8款 繰越金、1項 繰越金4,242万4,000円。10款 町債、1項 財政安定化基金貸付金、217万3,000円の減額で、合計3,482万4,000円です。

1ページ、おめくりください。

歳出です。1款 総務費、1項 総務管理費、346万7,000円の減額。3款 地域支援事業費、3項 包括的支援事業費・任意事業費、206万3,000円の減額。4款 基金積立金、1項 基金積立金2,149万9,000円。6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金1,933万2,000円。7款 予備費、1項 予備費、47万7,000円の減額で、合計は歳入と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第49号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第49号 令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書表紙裏面をご覧ください。

令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ209万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億650万2,000円とするものでございます。

説明は次ページで行わせていただきます。

第1表歳入歳出予算補正。こちらにつきましては、款、項、補正額を読み上げさせていただきます。

3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、65万7,000円。5款 諸収入、3項 雑入11万7,000円。7款 国庫支出金、1項 国庫補助金132万円。歳入合計209万4,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出でございます。1款 総務費、1項 総務管理費209万4,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 議案第50号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第50号 令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、表紙1枚おめくりいただきまして、令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条 令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第2条 令和7年度甲良町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

こちらにつきましては、款、項、あと補正予定額を読み上げさせていただきます。歳出。1款 水道事業費、1項 営業費用、補正予定額115万3,000円。

第3条 令和7年度甲良町水道事業会計予算第4条本文括弧中「不足する額1億1,060万円」を「不足する額1億1,495万円」に、「建設改良積立金5,255万9,000円」を「建設改良積立金5,690万9,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり改める。

こちらも、支出額の款、項、補正予定額で読み上げさせていただきます。1款 資本的支出、2項 建設改良費、補正予定額435万円でございます。

2ページをお願いいたします。

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。事項でございますが、水道施設台帳のシステム導入。期間につきましては、令和7年度から令和8年度まで。限度額は633万6,000円となっております。

第5条 令和7年度甲良町水道事業会計予算第7条に定めた職員給与費の

金額については、「2, 147万4, 000円」を「2, 262万7, 000円」に改める。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第29 議案第51号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第51号 令和7年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、表紙1枚おめくりいただきまして、令和7年度甲良町下水道事業会計補正予算書(第1号)でございます。

第1条 令和7年度甲良町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度甲良町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。こちらにおきましても、款、項、補正予定額を読み上げさせていただきます。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用13万6, 000円、第2項 営業外費用244万8, 000円、第4項 予備費264万2, 000円。

第3条 令和7年度甲良町下水道事業会計予算第4条本文括弧中「不足する額1億1, 132万7, 000円」を「不足する額1億1, 225万7, 000円」に改め、新たに「減債積立金93万円」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり改める。

支出でございますが、第1款 資本的支出、第3項 建設改良費、補正予定額93万円でございます。

2ページをお願いいたします。

第4条 令和7年度甲良町下水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費の金額については、「986万7, 000円」を「1, 000万3, 000円」に改める。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第30 諮問第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めるについて。

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めるについて。

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので議会の意見を求める。

記。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字正楽寺316番地。

氏名は、若林嘉昭。

生年月日 昭和30年10月12日。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 昨今、人権を尊ぶ流れは大変大きいものがあるというように思います。同時に、それを侵害する要件も要素も、幾つも散見されるところです。そういう点で、今度推薦される若林氏が、いろんな複雑な事件ですね。複雑な人権侵害と思われる部分、私もこの間、議員になってから、数件ないしは10件近く人権に関わるなというように思われるケースの相談を受けたことがあります。法務局につないだケースもございます。そういう点では、職域を、今まで町の職員として頑張ってこられた、また退職した後は、観光協会にも役員とし

て頑張っていただいたというように思います。そういう役割をまた發揮していただいて、人権擁護委員として活躍していただくことを希望して、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、議会の意見は適任者と認めることに決定しました。

日程第31 請願第1号を議題とします。

本請願については、紹介議員である西澤議員から趣旨説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。

その前に訂正がございます。既に印鑑を押して訂正がされていますが、記の部分、4つのうちの2番目、「生活保護基準を2012年まで波及し」となっていますが、「遡、及ぶ」、上に上がっていくという意味ですね。「遡及し」というように訂正がされていますので、よろしくお願ひします。

それでは、請願文を読み上げさせていただきます。

請願者が、犬上郡豊郷町三ツ池196-9に事務所があります愛知犬上生活と健康を守る会 会長 本田秀幸さんに所属をされます丸山光雄さんです。犬上郡甲良町長寺378となっています。

甲良町議会議長 丸山恵二様宛てになっております。

生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書。

憲法25条では、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としています。国に対して全ての生活面において、社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めることを求めていきます。

最高裁判所は6月27日、厚生労働省が2013年から行った生活保護費引き下げについて、「厚生労働大臣の判断には誤りがあり、違法」とした統一的な判断を示しました。

生活保護利用者は、光熱費・食品など生活に関わる全ての物価高騰、命の危

險を感じるほどの猛暑など、生きることが苦しいという状況です。利用者からは、「食べ物を買うお金さえ足りない」という声が聞こえています。

最高裁判所の判決に従い、生活保護利用者全員に対し、下記の事項について速やかに独自施策の処置の対応を行うとともに、国へ速やかな対応を求めるよう意見書を提出いただきますよう請願いたします。

記。

1、猛暑を乗り越えるためにも、緊急に物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引上げを直ちに行うこと。

2、生活保護基準を2012年まで遡及し、減額によって侵害された原告・生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復すること。

3、「物価偽装」などの手段を用い、基準部会に諮らないなどの違法な手続によって、保護基準を引き下げ、長期にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えてきたことに対し、真摯に謝罪すること。

4、違法な減額処分を行った経過と原因、責任の所在を検証し、再発防止策を明らかにすること。

以上です。

それで、この生活と健康を守る会の機関紙にこういう記事が載っておりました。「政府が2013年の生活保護基準を最大10%、平均6.5%を減額する史上最大の引下げを強行したことから始まりました。自民党の生活保護費の10%削減との選挙政策に応えたものでした。これは生きていけない、人間らしい暮らしができないという全国から1万654人が引下げに対して不服申立てを行い、そのうちの29地域、31団体、1,027人が裁判に踏み出し、12年間の闘いを経て、愛知と大阪の原告が最高裁に上告をしたものです」。それで、6月の27日に判決がありました。

やはり、甲良町では貧困者が大変大きいです。生活ネット、つまり命と健康を守る最低限のところでの補償を最後の命綱ですね。そういうところをフォローする、そういう役割が生活保護費にはあります。その点でも、国に対して意見書を上げていくということが大変大事だらうというように思います。

最後の記述の中に、1、2、3、4の中には、国に対する要望と、それから自治体ですね。町やそれから県に対する要望も混ざっています。もしこの請願を承認いただければ、国に対する要望とそれから町に対する要望を分離する、ないしはまとめた整理をしたところで意見書を作成したいというように思っていますので、議員の皆さんのご理解とそしてご賛同を心からお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 ここでお諮りします。

これより審査願います請願第1号については、会議規則第92条第2項の規

定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○丸山議長 ご異議がありますので、起立によって採決します。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託は省略します。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

6番西川議員。

○西川議員 確認ですが、2番目のところで10年、これ約10年、十何年になるんですかね。あれなんですが、10%引き上げるということは、約、1人当たり5,000円か6,000円になって、十何年ということは、これを全額、支払えという要求の文書として取り上げていいんですか。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 当事者の要望はそのように、今、西川議員が言われた内容になっています。

それで、その審査、つまり厚生労働大臣独自が、この謝罪とそれから遡及をするかどうかについて判断をしていく。つまり、当然、庁舎内で議論がされるわけですけれども、今第三者委員会で、要望の内容は全国的にも統一して、原告の方が提出をされています。遡及をして払ってほしいということがあるんです。10年になりますので、大変大きな金額ですよね。議論を経て決定されるというように思いますし、最終的に遡及はしないというようになる場合もあるかと思いますけれども、原告や、それから生活保護を受けておられる方から見れば、そのうちの何割でも戻ってほしいと、戻してほしいというのはあると思います。そういう点で、その間、親戚やいろいろなところで借入れをしてしのいでできているという方もございますし、昔で言えば、お米、おみそをお隣から借りる、親戚から補助してもらう、こういうようにしてつないでこられた方もあるかと思いますね。そういう点でも何割かの分の遡及を政府の方にさせていく上でも、原告としては、きちんと10%減額した、当然これ、平均6.5%ですから、その分をもう返還するというように画期的な結論が第三者委員会でされるように、この大事な地方からの声を、ましてや生活が大変苦しい、財政的にも大変な甲良町から声が届くというのは大事なことですので、そういう点

では、質問の趣旨から言えば、原告はその分全部要求はしたいということになっていますので、よろしくお願ひします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、昼休憩に入ります。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を再開します。

次に、日程第32 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、7番野瀬議員の一般質問を許します。

7番野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、議長の許可が出ましたので、通告書に従って一般質問を進めます。3点ありますので、よろしくお願ひします。

それでは最初、交通の関係なんですけれども、ラウンドアバウト交差点。皆さん、聞かれたことがあると思いますけれども、滋賀県では、このラウンドアバウト、これ郊外に積極的に造られているようです。ここ最近。甲良町住民というのは、最近、近くにできかけていますけれども、遠くへ行かない人は見かけないということがありますけれども、なかなか慣れないと、そこで戸惑ってしまって事故が起こるということになりますので、こういう質問をさせていた

だきたいと思います。

私、先日も目加田南の交差点で、今最終もうできたんかな、途中かな。ラウンドアバウト改良工事が終わっている部分があるんですけども、右回りの、普通右曲がり出すと大回りをして右に曲がらないと、行きたいんですけども、前に走っている車、無視して、ショートカットで右に曲がるということもありました。この辺は、今現在は旗を持って交通の規制をしていますけれども、それがなくなった時点では、やっぱり少し危ないということもありますので、いろんな広報ですね。知らしめるというところで、この一般質問をしていきたいと思います。

このラウンドアバウト交差点というのは、一番初めはヨーロッパでできかけて、イギリスやったかな。できかけて、今、滋賀県で造られているような交差点、かなり小さいんですけども、ああいう小さい交差点じゃなしに、もっと大きいラウンド、直径でいうと十何メートルという直径の交差点で、何十台もが回って、行きたいところに行くというのが最初らしいです。

まずですけれども、整理するためにラウンドアバウト、これ今滋賀県が進めていますけれども、メリットというのは何でしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 ラウンドアバウトの導入についてのメリットでございますが、交差点流入時の速度減少が行われる。それが重大な事故の抑制になるとすることが1点挙げられます。

また、交差箇所が減少するために、車同士の事故、特に衝突事故が抑制されるということも挙げられております。

あと、交差点流入時の自動車の移動速度が、時計回りに回りますので減少するということも含めますと、歩行者との横断時の安全が確保できるという、向上するということでございます。

また、信号機の設置がありませんので、交差点の維持管理のコストの減少にもなる。あと、災害時、台風とか停電時が起きた場合にでも、信号機がありませんので、交通の障害といったことにはならないというふうに考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今、回答してもらったとおりだと思います。

ただひっくり返すと、郊外でメインに造っていますので、町なかでおそらく1つもないと思います。これは、交差点のところに対して、私さっきも言いましたように、大きい面積がいるということなので、なかなか町なかでは造りにくいくらい。郊外で造るのが正当なところだと思います。

2つあって、先ほど話あったように、右直の事故、今、交差点では直線と右

折するときの事故ですね。これが結構スピードを出して大きな事故になるというのを防げるというのと、信号機、滋賀県も信号機を削除の方向に進めていくので、その辺のメリットがあるんかなというところですね。

今、滋賀県が、今現在、おそらく私の認識しているのは11カ所か12カ所ぐらいなんですけれども、滋賀県内で。積極的にラウンドアバウトを進めているこの理由ですね。先ほどのメリットに通じる部分があると思うんですけども、これは何でしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 採用している理由といたしましては、先ほど述べた理由、メリットが主なものにはなると思いますが、導入については、警察庁ですか国土交通省が都道府県に導入を進めているということがありますので、その中で今の上記に述べた理由が主なメリットということ、維持管理も含めてということで挙げられておりますので、そういう理由が採用されている理由だというふうに思っております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 はい、分かりました。

先ほど私、私の認識ですけれども、県内で11カ所か12カ所という認識なんですけれども、今現在、工事中も含めて、県内で何カ所設置されているんでしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 すみません。私も、ちょっとトータル的な数というのは、把握できておりませんが、先ほど議員がおっしゃったとおり、愛荘町目加田の方にも完了間近というのと、あと直近では令和6年の4月に荒神山の石寺の方に造られているということで、ちょっとこの付近で確認されているのは、今2カ所だというふうに把握しております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 荒神山の方はもう作業人もついてなくて、もう流用されているんですけどもね。今、目加田南の方に関しては、誘導車がついていますので、この辺のところがなくなったとき、やっぱりちょっと不安が、先ほど言ったように、知らない人が右折するのに、直接右に曲がるとか、そういうこともありますのでね。おそらく私の調べた範囲では、広報こうらで、この辺のところの案内をしてもらったことがないと思うんですけども、近くに目加田南という近くでできかけていますので、この辺の案内ですね。注意事項、この辺を広報こうらで町民に対して知らせてほしいんですけど、いかがでしょうか。

○中村総務課長 今、議員おっしゃられたとおり、彦根管内、石寺の方にも設置もされておりまますし、近く愛荘の方にもできておるというところでございまし

て、早速でございますが、彦根署交通課の方にご相談を、まず広報について相談をさせていただきました。それで、甲良駐在所から月1回発行されております「せせらぎ」というチラシがあるんですが、そこにはもう早速であります、環状交差点の通行方法ということで、組内の回覧ではあるんですが、こういうような啓発を今警察の方に、駐在さんの方に、彦根署を通じてお願いをしたというところでございます。

私どもとしましては、広報こうらの方で、環状交差点の通過方法でありますとか、どういうような仕組みになってみたいのは少し、これは彦根署のチラシであるんですが、そのあたりをちょっと参考にさせていただいて、掲載する方向では考えていきたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 はい、分かりました。便利な機関ではあるんですけど、事故が起こっては、元も子もないというところで、対応をよろしくお願いします。

続きまして、この暑い猛暑と言われる中ですけれども、幸い今日ひょっとして雨が昼から降るかなというところで、長らく雨も降りませんでした。最近顔を合わせると、もう「暑いな」というのがもう口癖になるぐらい、ずっと暑い日が続いております。子どもの夏休みになっても30度を超えるという日がずっと続いているような気がします。

私たちが子どもの頃、30度を超える日はもうほんまに数えるぐらいでした。もちろん、教室にも、エアコンも扇風機も何もなかったと。窓を開けるだけやというところでしたけれども、最近ですと、町内ではよく知りませんけれども、熱中症で死亡するという事故も聞いております。この暑さというのはもう危険レベル、そして災害レベルだということで認識しております。

この猛暑の影響を受けてということになると思うんですけども、今年6月から熱中症対策、これが義務化されております。その部分についての質問をさせていただきます。今回、改正労働安全衛生規則で、全ての事業者、これに対して罰則を含めた規則の強化が実施されていると聞いておりますが、どのような改正でしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今言われましたように、6月1日から施行されたものになります。その内容は、事業者に対して雇用する労働者の熱中症の重篤化防止対策を義務づけるものでございます。義務化の対象は、大まかには熱中症を発症しやすい環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施することが見込まれる作業を行う職場となっております。また、この対策を怠った場合には、同法に基づき、6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科せられ

る可能性があるというものでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 はい、ありがとうございます。

罰則がなかったとしても、規則がなかったとしても、当然、気をつけなあかんことだと思いますけれども、特に学校で校外活動、特に運動会前だと、運動会の練習をするとか、そういうところ。あとは、町の職員で外での作業、この辺に対しての対策は何か取っておられるでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、学校ですけれども、滋賀県教育委員会が示しております熱中症予防対策ガイドラインに基づき、各校で対策を行ってもらっています。

まず、気温や湿度などの環境条件を配慮した活動ということになりますので、そういった暑さ指数ですね。こちらの方を図れる指数計を学校は屋外、体育館等に設置しております。その暑さ指数が31度を超えた場合については、屋外での活動というのを中止しておるところです。

あと、教室内での活動等については、室内の温度が28度以下になるようエアコンを使用しております。また、適宜水分補給ができるよう、ふだんよりも多めにお茶などを持参してもらえるよう、保護者の方にも協力をお願いしているところです。

中学校におきましては、休日の部活動もありますので、こちらについては早朝に行うなど、暑い日中を避けるようにしてもらっています。それ以外にも、緊急対応用に氷や水、経口補水液を完備しております。

以上です。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 職員につきましては、長時間のそのような勤務というのはあまりないところですが、各自で水分補給等については、注意して作業するというところで今促しているところでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私、後でまた質問しようと思ったんですけども、温度だけじゃないで、湿度も関係するので、この暑さ指数というところを管理しているということで管理してもらっているので、そこはしっかり事故が起こらないように対応をお願いします。

次、行きます。この日中で特に気になるのは農作業。取りあえず暑いけどやっぱり作業せざるを得ないというところで、この農業従事者というのは、個人についてはしようがないと思うんですけども、例えば営農組合というところにおいては、作業者を雇って作業してもらっているわけですから、この罰則の範囲内に入ると思います。この営農組合に対して、例えばやっぱり知らない人

もいますので、指示徹底というところで、町から営農組合などに対しての指示ですね。この辺は何かしておりますでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 なかなか難しいところなんですが、雇用主という言い方が、会社なら労働者と使用者という形で雇用している関係があるんですけど、農業法人の場合は雇用関係は、甲良町では、株式会社以外は雇用関係はないというふうに認識しておりますので、1時間幾らの時間給料じゃなくて、従事分量配当金を頂いているという、そういう関係なんんですけど、体制等取組については全く一緒にござりますので、準用して同じように、代表者の方に責任が来るかもしれないということで、県の方からそういうフロー図とか、事務所に貼っておくとか、緊急連絡先とか、そういうような体制を取っておくということと、あとは皆さんのがふだんの作業をご存じのとおり、農作業、今、草刈りとかされているのは、1人でされているというのが結構おられるんですが、1人で作業するのは避けるということで、倒れたときにも気づく方がおられないということもありますので、複数人での作業をお願いしたいとか、そういうようなチラシ、それから当然ですが、労働時間、休憩時間を多く取って、水分、塩分を取っていただくというような内容のチラシを送らせてもらっています。甲良町、特にまた農協の方からも、農業法人等には送っていることで、特にまるごとの活動もありますので、活動組織の方に周知の方をさせていただいております。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。私もチラシは目にしたんですけども、やっぱり全員が全員見ていないような気がします。気がついた時点で、また注意をしていただくようお願いします。

何とか暑さもこの辺にしてもらいたいところですけれども、次行きます。

中日新聞で、7月17日の記事で私見かけたんですけども、甲良東小学校の6年生の児童ですね。女の児童すけれども、国内優勝という栄誉を勝ち取って、そして世界大会、ムエタイの世界大会まで行って、イタリアで開催されたんですけども、これで2位という輝かしい栄誉を勝ち取ったということで、その報道を目にしました。あとは、甲子園に出場しているとか、近畿大会に出ているとか、今も庁舎の壁に垂れ幕が出てますすけれども、この辺で甲良町を代表していろんなスポーツ等にいい成績を上げてもらっているというところに対しての一般質問をしていきたいと思います。

まず、広報こうらで、昨年の9月と今年の6月、先ほど言いましたムエタイの大会出場で、活動を祈念して、教育長が激励されたという記事を見ています。あと、私これ見逃したら申し訳ないんですけども、激励はされたんやけれど

も、この国際大会で2位になって、それに対しての広報って何か出ていたんでしょうか。

○丸山議長　社会教育課長。

○大山社会教育課長　まず、本町では、各種スポーツ活動または芸術文化活動の向上及び振興のため、近畿、全国、国際大会に出場する個人に対し、甲良町スポーツ文化活動出場激励金というのを交付しています。この激励金の申請の際に、広報への掲載を希望された方につきましては、広報で紹介の方はさせていただいております。また、特に優秀な成績を収めた方につきましての結果の報告といった形で行ってはおります。

○丸山議長　野瀬議員。

○野瀬議員　例えば甲子園で優勝するとか、そして今回のような世界第2位という、おそらく今後何十年というスパンでもあるかないかぐらいだと思うんです。そういうもののに関しては、結果として広報に載せてあげてもいいんちゃうかなという気がしますので、また考えていただきたいと思います。

あと、垂れ幕の関係ですけれども、垂れ幕とか広報に掲載するとか、この辺は基準があるんですよね。

○丸山議長　社会教育課長。

○大山社会教育課長　先ほど申しましたスポーツ文化活動出場激励金、この申請の際に、広報とあと懸垂幕につきましては、希望された方については制作の方をさせていただくと。広報については、希望された方は広報の方に掲載するといったことで行っております。

○丸山議長　野瀬議員。

○野瀬議員　はい、分かりました。

次のところですけれども、全協でその報奨金が5,000円、1万円、2万円という区切りがあるというところで話を聞きましたけれども、国内の場合はそのぐらいであれなんですかけれども、海外へ行くとき、海外で2万円というのはちょっと少ない気もするので、規定が今決まっているので、今はどうしようもないんですけれども、海外に関してはもう少しこの激励金、報奨金ですね。この辺を上げていくという検討をしていただきたいんですが、その辺はどうでしょうか。

○丸山議長　社会教育課長。

○大山社会教育課長　まず、この激励金につきましては、基本的にはこういった近畿や全国、国際大会に出場する場合には出しているわけなんですが、ただその目的といたしまして、旅費であったり、宿泊代の経費を補助するといった意味合いで出しているものではないんです。目的としましては、特定の活動を行っている選手や競技者の活躍であったり、全国大会に出場するとか、大きな大

会に出るまでの努力について活動を奨励するとかというようなそういう目的で行っているものでありますので、今のところそういう金額の方を見直すといったところはちょっとと考えてはおりません。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 内容は理解できるんですけども、そしたら次のところの質問に行くんですけども、例えば今回の国際大会に出るというところに関しては、おそらく県とか国とかから、渡航に関する費用というのはある程度フォローできているんかなという気はするんですけどね。おそらくそういう海外の大会に対して出場する場合、強化選手に該当するとか、国内で練習するときにいろんなフォローするとか、そういうことが考えられるんですけども、それは町というよりも、県とか国とかがそういう選手に対してフォローすべきだと思うんですけどね。それに対しての後押しをしていただきたいと。国に対して世界第2位になっていると。強化選手として認めてもらいたい。そして、海外、これも規定で決まっているんでしょうけれども、海外遠征のときに、小学校だから1人で行くわけにいかないでしょうけれども、その辺の渡航費用の補助ですね。この辺を国が何とか認めていただくと。今現在どうなっているか、私ちょっと知らないんですけども、その辺のところの後押しをしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大山社会教育課長 強化選手というのは、基本的にはオリンピックの協会であったり、各そういう競技団体の方で、そういう強化選手の認定基準というのがあると思います。だから、そういう基準をクリアできないと、そういうことには、強化選手にはなれないと思いますし、そこを町からなかなか要望するとかお願いするといったことはできないと思いますし、また競技によって国であったり、県であったり、何らかの補助があるのかなとは思うんですが、ちょっとそこら辺は把握はできていませんので、ちょっとそこはお答えはできないんですけど。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 はい、分かりました。

もし今回、該当の児童が何らかのフォローの要請があったとき、積極的に協力してあげていただきたいと、そこだけは。なかなか今までにない国際大会という栄誉、世界第2位という栄誉ですので、一般質問させていただいて、頑張りに応えていただきたいというところでの質問をさせていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○丸山議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

次に、9番西澤議員の一般質問を許します。

9番西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、新ごみ処理施設整備計画についてであります。彦根愛知大上広域行政組合、甲良町も加入しているわけですけれども、管理者に彦根市長の田島一誠氏が就任をされました。和田前管理者が推進してきたトンネルコンポスト方式を中止するとの方針が伝えられています。これは既に広域議会で発表をされました。そこで、様々な問題がこれから浮上をしてくると思いますし、現実にも大変困難な状況も呈しています。甲良町としての対応についてお尋ねをしていくものです。

1つ目は、方向転換を決定した際の管理者の会議、つまり管理者会においてどのような議論があり、寺本町長がどのような見解を表明し、議論がされたのか、説明をお願いいたします。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 管理者会議における検討経過についてお答えいたします。

まず、6月の管理者会議では、田島管理者から西清崎町自治会を訪問し、ご意見をお伺いしたとの報告がありました。また、事務局からフラフであっても交付金の対象となることが示されたこと。また、環境省から交付率2分の1への拡充は非常に難しく、例え実証実験を行っても同様であるとの回答報告があり、こうした状況を踏まえ、実証実験予算の減額補正の提案がなされました。

そして、7月の管理者会議において、好気性発酵乾燥方式の中止方針及びそれに伴う補正予算の提案を行うこととなったものでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで以前、私、寺本町長にお尋ねをしていたことで、トンネルコンポスト方式の採用で、3分の1の補助率ですね。交付率。それから、2分の1にならなければ、とてもじゃないが、その計画についていけないということを寺本町長も表明されていましたが、それでよかったですでしょうか。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 私、今言わされたとおり、私、2分の1でなかったら駄目だという、前回の議会でお話しさせていただきました。管理者会の議論の中で、ほかの管理者のことは私は言うつもりはないんですけど、2分の1ということでの金額で焼却方式でも2分の1での金額、元の金額ですね。トンネルコンポストの2分の1の金額の範囲だったら、私は何とかと思っておりました。そして、その条件にはやっぱりスリム化せんと到底無理なので、いわゆる橋とか道路とかそれは彦根市でやってくださいと。そして、また何て言うんですか。ごみの減量化も、その代わり皆さんも努力しなきゃいけないだろうということで、またほかの方法なんかで、おむつだけ別に、赤ちゃんもそうですけど、お年の召した

方もおられるので、そのような方向を別個で考えられないかと。

それと、もう一つ私言うたのは、何なら2つの炉ですわね。予定は。今聞いたのではですね。それを1つにした場合、当然故障とかメンテナンスで止めなきやならないときはあると思います。そのときになったときのどこかでお願いしなきやならないわけですから、その費用等も一ぺん概算で出してくれと、そういうお話をさせてもらって、ほかの管理者のことは私、ちょっと控えておきます。私の見解ではそういうことです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。

そこで、今、寺本町長が言われましたように、プラント総事業の中のごみ処理をしていく直接の費用だけでは、設備だけではなくて、搬入路、それから橋を造る必要が今の場合出てきます。そういうことについては、彦根市が持ってくれということについては、私も大歓迎です。そういう点では、今後もまたよろしくお願いしたいと思います。

2つ目に、ごみ処理費用の分担金ですね。私、本会議でも、広域の議会でも言いました。ごみの搬入割、搬入量の割合というようになる可能性も高いです。今後、施設建設がどのように展開されようとも、今言われましたように、ごみの分別、減量を徹底することが、町としても非常に大事だというように思いますが、見解を尋ねます。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 新ごみ処理施設の動向にかかわらず、ごみの分別と減量については、議員のおっしゃるとおりと認識しております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これは繰り返して言っていますが、その中でも生ごみの、それから紙おむつですね。これは特別な処理方法が要ると思いますけれども、その処理はどうするかは大きな課題だというように思いますが、もうこの計画をつくる段階に来ているのではないかというふうに思いますが。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 生ごみにつきましては、リバースの方で、生ごみの中に水分がどのくらい入っているかということを、これも正式な数値ではないんですけど、大体4割から5割の間で水準しているというのを、年間3回ぐらい、ごみをアトランダムに抽出して測られたというようなことがありますので、その部分をどう水分を減らしていくか。その部分を考えれば、ごみの減量化も進んでいくという1つの案ではないかなと思っておりますし、また紙おむつにつきましては、前回も申し上げましたように、今、企業努力で紙おむつもどうしていくかと考えておられるところがあるので、今現在、そちら、豊郷町を通じて

どうしていくかというような方向で今、こちらに回答が返ってくるのを待っている状況であります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その中でも、生ごみですね。まず第1が生ごみ、これをどうするかについては、生ごみの処理については、自家処理を中心に行うと。つまり、畠のある方、田んぼのある方はほとんど、私とこの例でそうですけれども、生ごみは出したことないんですよね。水分でいうと、そのままでいうと7割、場合によっては8割、水分がある。リバースの統計で4割だというわけですけれども、5割近くやっぱり出てくるわけで、生ごみについては、どういう扱いするかということを明確に方針化する必要があると。上勝町、徳島の上勝町は、生ごみは自家処理を中心なんですよね。畠や空き地が結構あるんだというように思いますけれども、ない方についてはコンポストを、以前、北川町長の時代だったと思いますけども、コンポストを購入するときの何割かの補助をつけるということで、生ごみの処理を自家処理が進むようにというように、方針化、事業化をされてきたと思いますので、それもぜひ方針化をしていただけますようにお願いしたいと思います。

次に、焼却方式であれ、好気性発酵乾燥方式、これはトンネルコンポスト方式ですね。メタン発酵であれ、これは田島一誠氏も、3つの方式を並べながら選択していくということで言われました。施設建設には、公式に、現在分かっているだけでも300億円を超えます。400億円あるいは500億円とも言われている費用が必要となります。今後、急激な人口減少が予想される中で、20年から30年もの間、巨大施設の借金返済を続けなければならないという不合理を考慮する必要があるというように思います。これについては、町長も減量で負担を軽減していくということを言われましたが、見解をお尋ねします。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 彦愛犬の広域行政組合の新ごみ処理施設整備において、施設建設費用が高騰する中、処理方式の再検討など、コスト低減を図られてきたところです。今後も、組合においてその取組が継続され、構成市町の財政負担を考慮しながら、1市4町の廃棄物を適正に処理していく体制が構築されるものと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これどういう方向で展開をされて、着地点がどうなるかはまだ不明瞭なところだと思いますが、いずれにしても彦根市のマネジメントなんですね。施設建設費の負担割合、当組合の条例で彦根市民1人に換算しますと、甲良町民は2倍になってくるということになるのは、これはどうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 議員がおっしゃる彦根市民1に対して甲良町民が2というこの数字なんんですけど、彦愛犬の組合の規約第12条において、組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料及びその他の収入をもって充てるものとされており、新しいごみ処理施設の設置に関する経費につきましては、関係市町である彦根、愛荘、豊郷、甲良、多賀で均等割及び人口割で算出されることとなります。

具体的の割合といたしましては、彦愛犬の負担金に関する条例において、均等割20%、人口割が80%というところで、彦根市民1、甲良町民2というような数値を出されたと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 課長は、私の試算で認めていただいたというように思いますけれども、その方式、計算式で割り出すわけですよね。それで、広域議会の討論で私、言わせていただきましたが、試算を明らかにしたんです。事業費が約400億円とすれば、彦根市民の1人当たりの初期投資の費用、負担額は約22万5,000円です。一方、甲良町民は約48万1,000円となります。この金額は先ほど課長が言われた算式、均等割2割、人口割8割で算式をした部分になります。彦根市民の2倍にかかるんですね。そういう点では、脆弱な甲良町民、甲良町の行政自体にも大変な負担がかかりますし、それから住民の負担が大きくなってくるというようになりますが、これも改めてですけれども、間違いはありませんか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 私も、組合の方は公表しているわけではございませんので、私もその条例に沿って計算した数字でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、例えば400万円がかかる。論議の中では、搬入路は設備に関わる搬入路だから、組合、つまり1市4町で分担するという議論まで、彦根市の事務局は話をしています。そうなりますと、本当に400万円で終わるのかということも出てきますので、今後、そういう点では考えていく必要があるかなというように思います。

ごみ量の統計でも、これ彦根市が約73%を占めるんですね。人口規模が12万人を超える彦根市との協働事業における財政負担の割合。これは徹底して対等、平等にしなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 過日、決算の概要でも、私、決算概要関係で見せてもらったんですけど、すみません。資料ですか。彦根市の公債比率がすごい高いというところを見せていただいて、そこら辺をアピールしてきた場合でも、こちら

の寺本町長につきましては、その部分については、彦根市は彦根市、甲良町は甲良町として考えていいっていただける発言をこれからずっとして、今までからずっとしておられますし、今後も西澤議員が思っておられるような形で新ごみ処理施設が進んでいくような形で持っていくべきなのかどうかも考えての甲良町としての立場を今後も考えていくというようなことは考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで寺本町長に見解を尋ねたいというように思いますね。やはり、財政運営をする上で、トップとして非常に悩ましい、考える問題がいっぱいある。しかも、それは簡単に降って湧いてくる財源でありませんので、そういう点では、考えておられることをこの場で言っていただければありがたいと思いますが。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 田島市長、管理者にも私は申しているのは、やはりおたくも厳しいか知らないけど、うちがいわゆる滋賀県下でも、下から4番目かな。それぐらいの指数ですので、金額の膨らむことは決してならないと。これ一辺倒にかかってしまうと、うち何の事業もできなくなってしまいますので、どこともその辺の争いが多かったことは、やはり、お金、お金一辺倒でいきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私も、新ごみ処理施設の問題に関わり始めてからは、財政負担の角度からしかというわけではないですけれども、本当に大き過ぎるという点を思ってきました。

それで、次の質問を立てていますが、彦根清掃センターの老朽化が待ったなしですから、早く急いでいますというので、田島管理者が、この問題はぜひ進めてほしいということで、この間の8月の定例会のところでも話をされました。

新ごみ処理施設建設とは、広域でも私、この質問を立てたんですけれども、彦根市政の問題を広域で処理するというのは大変だということで言ったんですけども、これについての見解をお願いします。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 当圏域における可燃ごみ処理施設は、今言われました彦根市清掃センターとリバースセンターの2施設があり、経済性や効率性の観点から、1市4町による広域でのごみ処理体制の構築をめざして取り組んでまいりました。構成市町の財政負担や既存施設の現状を十分に踏まえながら、新設の整備に向けて引き続き議論を重ねていきたいと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ言われたとおりの答弁も、管理者が、田島管理者が言わされたん

ですけれども、広域組合において、田島管理者が1市4町とともに解決するために努力することが重要だという見解を述べられました。彦根市清掃センターの一刻も猶予できないという問題を解決するには、広域で足並みをそろえようとしてすること自体が足かせとなっているのが現実だというふうに思います。広域で解決をしようとしてきている中ですけれども、これでもう21年経過がしてきているんですけれども、彦根の清掃センターをきっちり処理をする。私たちもその中に入って傷み具合を見ましたが、本当にひどい状況です。ですから、21年間、大規模な修理、延命処置をいっぱいしてきているらしいですけれども、そういう点でも、広域の議決、広域の合意ができない限りできないというわけですから、彦根市で、言葉端的に言うたら彦根市でやつたらどうですかというのを言いたいところなんんですけど、その点の見解は述べていただけますか。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 いろいろ悩ましいところはたくさんございます。私自身、そう考えております。我々、1町単独でこの事業ができるものじゃありませんし、彦根市さんは彦根市さんの事情があろうかと思います。しかし、これはごみ処理場だけの問題でもなく、言ったら、紫雲苑等いろいろ行政、広域化で、スクラムを組んでいるわけですから、今のところでは私は広域化から離れるつもりはないということになります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、進みます。

2003年にごみ処理の広域化の協議会が発足をして以来、難航してきた背景には、それぞれの異なる課題、原因があり、広域化そのものに矛盾があって、1市4町の枠組みによる新ごみ処理施設整備事業からの離脱を真剣に検討する時期に、私は本当に来ているというように思います。

今、町長が言わされた、紫雲苑の事業ですね。この紫雲苑は、この広域が始まったときに共同でやろうというか、一番最初、中山投棄場の処理と併せて共同でやることで、広域の組合ができたと聞いています。その点からも、そういう検討に入る時期、つまり法律上の問題も整理せなあきませんし、広域で取り組む共同事業は、ごみ以外も幾つかありますから、それをどうするのか。それはきちんと進めていくということは大事なことだと私は思っていますが、見解をお尋ねします。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今言われましたようにお考えもあるかと思いますが、今現在、広域化に矛盾はなく、事業からのよく言われる離脱等を検討する時期に来ているとは、今のところ考えてはおりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これは新たな方針が決められた管理者会ですね。ごみ処理業務における彦根市と4町の課題がそれぞれ本当に違います。緊急性も違います。とりわけリバースセンターと彦根市清掃センターが抱える課題が、緊急性、それから費用規模などの違いがありますし、その議論がされ、彦根市と4町の枠組みで改善解決に努力をした方が賢明だというように私は思います。21年間、広域で議論をしてきた結果、緊急性のある彦根市の清掃センターの問題が何ら解決をされないままですから、これは甲良町が考えることではないんですけれども、彦根市が本当にきちんと考えて方針化をして、4町にご迷惑をかけましたと。ある議員が言っていますが、言って4町に離れさせてもらいますと、離脱させてもらいますというのが正論ちゃいますかというて言っている議員もいましたけれども、それが合ってるなと思っていますが、もう繰り返しません。そういうように私は思っていることとさせていただきます。

次に、2番目の従来の健康保険証とマイナ保険証の取扱いについてなんです。厚生労働省の方針が、またまた迷走をしています。国民にはますます分かりにくくなっています。赤旗の報道によりますと、9種類の形態の異なる保険証が存在しているといいますし、医療機関の中に戸惑いが広がっているといいます。

そこで、幾つか見解を尋ねたいと思います。

1つは、有効期限がそれぞれ異なるわけですけれども、本町の課題、つまり町民さんに迷惑がかかるとか、それから間違いが起こるとかないようにする必要があるんですけれども、そこはどうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 マイナ保険証をお持ちの方について期限を設けておりませんが、マイナ保険証をお持ちでない方については、県内19市町において、令和8年7月31日を有効期限とされているところです。

課題といったしましては、マイナ保険証登録率の伸び悩みであり、今後も周知してまいりたいと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ課長、矛盾する事が起きているんですよね。厚生労働省は、従来の保険証も使えますよと。つまり、期限が過ぎた今年の7月31日ですけれども、それも有効ですよといつて通知が出されたそうです。直接私は見ていませんけれども、その点でも9種類、これは改めてお知らせする必要はないんですけれども、マイナンバーカードがついたマイナ保険証ですよね。それから、顔認証のついたマイナカード、それから顔写真のないマイナンバーカード、資格情報のお知らせ、資格確認書。これは送ってきたやつですね。それから、マイナポータルのPDF、それから被保険者資格申請書。これは前から言ってい

る分ですね。それから、それに代わるスマートフォンそのもの、それから従来の健康保険証。この9種類が、今、医療機関に提示をすれば医療にかかる。保険診療が受けられるということなんですかけれども、これはそのとおりですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 ちょっと誤解があるかもしれないんですが、一応マイナンバーカードで顔なしというのは、1歳未満の赤ちゃんが、もし作られると顔がないということなので、あえて別に考えなくていいと思っています。顔写真のあるものと一緒に考えていただいていいと思います。

あと、ほかに言われたものにつきましては、例えば顔認証、マイナンバーカードは介護とか受ける方とか、動けない方のために作られたカードということなので、実際、健常者の方であるとかはお持ちにはなれないものであります。

それで、いろいろ赤旗という新聞は最近全然読んでいないんですけど、あまりにもデフォルメして書かれると余計に困惑される部分があるので、例えば資格情報のお知らせというのはそれだけ持っていても使えないものでありますし、要はマイナンバー保険証を持っていて、もし機器の具合とかが悪い場合、そのお知らせと一緒に見せれば受診できるというようなこともありますので、全てこの新聞を全てうのみにされるとちょっと若干考え方方が違うのかなということは思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 お言葉をお返ししますが、厚生労働省が元々紙の保険証1枚でよかつたのは、こういうようにしたことから混乱が始まっているんですよね。医療機関は本当に困っておられます。実際にも、私、以前も言いましたけれども、そういうので職員さんと深刻なトラブルになってしまんけれども、うまいこと読み取れないという状況が生まれたりして、10割の負担、この方は10割負担なかつたですけれども、そういうように混乱しているんですよね。ですから、そういうやはり厚生労働省のやっぱり方針の迷走化について、なぞるような後押しするような態度はよくないということを私は指摘させていただきたいと思います。

そこで、3番ですね。取扱いの周知の徹底、どういうようにするのか。甲良町の窓口での対応も含めて説明をお願いします。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 大変申し訳ないんですけど、質問2のところをお話しさせていただいて、3の方に行こうと思ったんですけど。

○西澤議員 はい、すみません。ちょっと後でしようと思ったんですが。

○宮川住民人権課長 一応質問2の方なんですが、これは先ほど議員もおっしゃられましたように、若干、若干というか、関係するところなんですが、令和7

年8月1日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより、順次失効していくことにより、気がつかず有効期限が切れた保険証を引き続き持参してしまう患者や健康保険証の切替えに伴って通知された資格情報のお知らせのみを持参する患者が保険医療機関等を訪れることも、当面は想定されています。

これについて「患者に10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で、適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めて、レセプト請求を行うこととする運用は、保険医療機関等の現場における実態を勘案すれば、暫定的な対応として差し支えない」とし、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参していただくよう働きかけることについて協力を依頼する」というような通知を厚労省が出されています。

それにつきまして、今後の周知の件なんですが、この通知は保険医療機関等の現場における実態を勘案し、通知されているものであり、基本的には有効なマイナ保険証あるいは資格確認書を提示し、受診されることが前提ですので、暫定的な対応に関して周知は行わず、引き続きマイナ保険証または資格確認書を保険医療機関に提示するよう、こちらとしては、周知してまいりたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その周知の方法は広報ですか。それとも、防災無線でされる予定ですか。もう既にやっているのかな。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 このようなマイナンバーカードの周知につきましては、いろいろと広報やホームページや防災無線でさせていただくこともあります、今現在、この媒体で何々をこのような周知をするというのはちょっと課内の方ではまだ決定はしておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ例えばポイント、2万円ポイントがつくということされたマイナ保険証をひもづけされた方については、5年の経過、いわゆる5年の時効など、それぞれ時効が異なっていますよね。紙の保険証ですと、行政の一律的な有効期間1年間決まっていて、そして有効期限が切れるまでに保険証が送ってくる。大変行き届いていたんですね。それをわざわざ紙の保険証をなくして、こういう制度にしたことが混乱の元になっているという点で、やはりそういう批判的な目もぜひ見てほしいなというように思いますので、そこはどうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 もう今マイナンバーカード事業が何かしら地方公共団体の事業みたいになっているんですけど、要は国からの制度で始まったもので、それを順々に始まって、もうこのような状態になったので、町がどうや、市がどうやというような状況に陥っているというので、うちの事務の方も混乱している部分等もあります。そこら辺も、住民さんにはそれについては直接うちの混乱は関係ないので、できるだけ国の制度に従うという言葉は嫌いなんですけど、国の制度を利用しつつ、甲良町としてどういうような事業をしていったか、していったらいいかというのを考えていきたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。

次に、学校給食の無償化についてお尋ねをいたします。

これ大変町民の方々に喜ばれて、歓迎されている制度です。今日聞かせていただくのは、実施されているのは大変ありがたいんですけども、単年度実施、政府の国の全体の統計で見ると恒久的制度の中に、甲良町が入っていないようですので、恒久的な制度に格上げをしていく上では、条例化ないしは何らかの形で、そういう制度的な構築が必要かなというように思います。1と2、併せてなんすけれども、よろしくお願ひします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 元々甲良町の給食無償化については、恒久的に行うということは考えておりませんでした。そもそも、コロナ禍の影響による国の交付金を活用して、令和4年9月から実施したんですが、令和5年度からはふるさと応援基金を活用して実施しております。しかし、学校給食法の観点から、無償化については、令和9年度まで実施して、令和10年度からは実施しないというふうに決定しております。

次、2つ目の質問になるんですが、今言ったとおり、学校給食法の観点から実施しないというふうに決めておりますので、恒久的制度にするための課題というものではないと思うんですが、例えば恒久的に考えたときに、課題となるのは、やっぱり財政難であることが考えられるのかなというふうに思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 恒久的でないにしろ、手当てをしてきて、そしてふるさと納税応援金を充当されてきているわけですけれども、そのふるさと応援金も減っていますよね。ですから、その部分を考えていかなあかんということなんすけれども、今後の見通しではどうなんでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 今言ったとおり、今後の見通しというのも、一応令和10年度

で廃止、もうやめるという方向でしか考えておりません。

ただし、国の方が今、たぶん小学校だけなんですけど、この給食の無償化について動いております。ただそれが確定でありませんので、国の方の制度等を注視していきながら甲良町ではどうするかというのは、そのときに来たらちょっと判断、協議の方をしていく必要があるのかなというふうには思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この子育ての応援、それから暮らしの応援にもつながるわけですけれども、若い世代の応援施策の大きな部分ですよね。ですから、国への働きかけを大きく強くすることと併せて、独自の施策、予算の確保のために努力をしていただきますように、併せてお願ひをしておきます。

次に、東西保育園の統合の構想が以前出されました。私は、そもそも反対する立場なんですけれども、その準備状況、それからそれに合わせて広く住民合意が必要だと考えている点について、お尋ねをいたします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、こども園の統合に関しては、以前全協でも報告させていただいたんですが、去年の12月と今年の1月に、園児の保護者や今年二十歳を祝う集いに参加した方、あと保育士を対象にアンケート調査を実施しております。教育委員会としては、統合に向けて考えておりますが、スケジュール等については、まだ作成できていない状況であります。

住民合意、2つ目の質問での住民合意でありますが、住民合意、住民に周知等に関しては、必要な時期にしていかなければならないというふうには考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ全国各地で、過疎のところ、いわゆる人口が少ないところで、採算ベースにならないというので、保育園が統合されたり小学校が統合されたり、それから小中一貫校になったりいうようにしていますが、地域がやっぱり寂れるんですね。そこで、ますます人口が流出してしまうという状況がありますので、保育園や小学校、中学校、いわゆる学校施設だけの問題となって、地域の振興をどうするのか、地域のにぎわいをどうするのかということも併せて考えていく必要があると思います。子どもさんが外で遊んでいる地域で、子どもの声が元気な声が聞こえるというのは、やはり大人にとっても本当に心豊かになる、安らかになる部分ですので、その部分を考えいただきたいと思うんですが、スケジュールを組んでいく上でのポイントというか、考えていること、教育長に併せて答弁いただけたとありがたいかなと思います。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 今、教育次長が話したとおりなんですが、私自身が教育長になら

せてもらったときに、各園の方に訪問させてもらったときに、やはり老朽化がひどいということを考えました。また、今後の甲良町内の園児数を考えても、なかなか難しい。

もう一つは、やはり保育士が不足している。数が、統合したら減るかというとそうでもない部分もあるんですが、ただ最近各校園でもそうですけれども、特別支援が必要な、言うたら、支援が必要な子が増えています。だから、ただ単に学級数だけで保育士を確保するんじゃなくて、やはり一対一対応で1人がつかないかん場合もあるし、また三一対応という形で複数の子を1人で見るように状況が出てきて、各、うちだけでなくて、周りの市町も全て保育士不足で悩んでいます。これについては、県の方にも要望して、何かこういう施策を湖東地域に、大津とか、南の方はやはりたくさん候補がいるらしいですけれども、この彦根近辺はなかなかいなくて、私立へ流れている方が多いので、そこからもやっぱり何か対策を考えなければならないということで、こども園の統合は、今も私の頭にあります。

今、次長が言ったように、今後どういうスケジュール感でいくかというのは、今後の町の施策となりますので、私のとこだけが教育委員会だけがどんどん進んでみても駄目なので、やっぱり全体、町の全体を見た形で進めていくという形を取らせてもらいますので、時期が来たら町民さんにも周知徹底すると、言うたら、説明会を開くということは考えておりますので、今後もうちょっと時間をください。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この間テレビで、待機児童の数の多さ、全国で第2位が大津市という報道がありましたね。その点では、この保育士が足りないだけでなく、関西方面からの流入人口、若い世代の人口があるということで、もう保育施設、保育士の確保という点では、全国的な大きな課題だというふうに思っています。

次に進みまして、尼子駅の駅前の住宅地の整備事業、その後の進展が分かりません。報告をまずお願いします。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 現在の進捗といたしましては、住宅用地の行う場所、尼子駅周辺のところは農地ということもありますので、今現在経営かんがい排水事業の受益地からの除外の手続を行っているところであります。県の指導などを受けながら、現在は受益地除外の手続を行っているところでございます。

事業着手に向けては県の指導をいただきながらということで進めている段階でございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 以前、これは答弁だったのか、村岸課長と話をしていたときに出たのか分かりませんが、100戸分の宅造をしていくということで、そんなごつつい金額、そんなようけの宅造で大丈夫かという、県の心配があったということなんですが、そこはどういうような、今やり取りになってますかね。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 はい、おっしゃるとおり、一応100戸程度ということで計画は進めておりまして、そこについては町の方針としては変わりはございません。

ただ、財源的なこともありますので、一気に進められるかどうか、もしくは何区画に分けての分割発注になるのか、一応事業としてはそういった住宅が必要やというアンケートなどを取りながら、そういった需要があるということを前提に今進めておりますので、そういったこともふまえて、今現在は県の今のそういった除外を含めた手続を進めているところです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それに2番の方に進みまして、これは大変心配の多い事業だというように思います。概算で、8億円でしたかね。道路、それから上下水道の整備をして、そして販売をやっていく造成事業もありますよね。もうその点でも、完売ができるのか、いわゆる8割完売ができる、収支とんとんということなんですけれども、そういうことも含めて、それだけではないと思いますけれども、工事着工をしていく、いわゆるいざ造成工事が始まるわけですけれども、許可というか、準備がそろえば、着工前に誰もが参加できる説明会、町民の説明会を開いていただいて、そして全員がそろってみんなが納得できてゴーがいけるのかどうか、その点どうでしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 今現時点でそういった事業を進める上で、いろんな手続を進めてやっているところでございますが、実際事業が進むにつれて、そういった時期が参りましたら、説明会を開催できたらと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 時期が来れば説明会を行いますというのは、以前の回答でもありましたので、ぜひ早い段階で説明をいただいて、準備の段階でも結構ですので、お願ひしたいというように思います。

次に、6つ目に、災害時の避難所の整備についてです。これは中日新聞の8月18日号に載っていました。そのQRコードに従って私もスマホで見てみましたけれども、甲良町は回答をしていなかったんです。まず、その点、説明をお願いします。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 本町については、共同通信が集約されたアンケートだったんですが、本町は回答できておりません。ちょっとシステムによる回答でございまして、用意まではしておったんですけども、回答期日まで、システムが稼働している期間にちょっと回答ができなかつたものになります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これは単に失念していただけでしょうか。それとも全くその期限に間に合わなんだという状況ですか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 申し訳ないです。準備はしていたんですけども、単に日付を勘違いしていたというところもございます。申し訳ございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私は参事さんに総務課の参事に聞くまでは、またやったなというぐらいしか思っていませんでしたので、やはりその点、全国的な統計、とりわけやっぱり避難計画については住民の関心の高いところです。QRコードがついていますので、すぐ調べることができますよね。その点でもぜひ抜かりのないようによろしくお願いします。

次に、滋賀県の場合、記事で載っていました。トイレの数、住居面積とも不足する自治体が70%超となっていました。この点の状況を、我が町の場合ですね。答えようとされていたことが報告されると思いますけれども、お願いします。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 国が、この回答のベースとなっているのは国が示しています基準となりまして、災害発生時、避難所に避難される方1人当たりにつきまして、居住スペースとして3.5平方メートル、そしてトイレは50人当たり1基置くというのは原則的な基準になってきております。

甲良町の方が防災計画で想定しています最大避難者数。これに基づきますと、居住スペースは約7,400平方メートル。そして、トイレ数については43基必要というふうなことが計算上出てきます。

現在、本町の指定しています避難所に関しまして、居住スペースでは、体育館のスペース、あるいは公民館、そして両センターの体育館なり、そういう広めのスペースだけで約6,000平方メートル弱ございます。それに併せまして、福祉避難所となっています保健福祉センター、そして校舎そのものも避難所として現在指定はさせていただいておりますので、その空き教室などを勘案しますと、一定確保できているというふうには考えているところです。

ただし、トイレにつきましては、保有している簡易トイレというのがございます。こちらは、既存のトイレにかぶせて使用するもので、一回一回使うもの

なんですけれども、これが1,900回分用意をさせていただいております。ただし、これに対しては長期的な避難についてはなかなか対応でき切れるものではございませんので、仮設トイレ、そういういったものも含めて計画的に整備する必要があるというふうに考えているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これは3番のところで答えていただきましたが、最大の避難者数、改めてお聞きして、そしてその課題に対する洗い出しの計画ですね。それをどういうようにして策定をしていくか、国の基準、国そのものの基準もいわゆるペーパーベースだというように思いますが、それ以外でも考えておられることがありましたら、お願ひします。マンホール型のマンホールに設置をすることも、この間ヒアリングで聞かせていただきましたが、それも含めて報告いただけますか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 現在想定しております避難者数、最大数でございますけれども、現行の町の防災計画、こちらにつきましては、鈴鹿西縁断層帯、この鈴鹿の麓に点在する断層帯でございますけど、こちらを震源としました地震を想定したものが、一番このあたりで最大の震度を生むであろうというふうに想定して計画を立てております。

この際、町外あるいは指定避難所以外への避難を含めまして、避難される方、自宅以外に避難される方につきましては、最大で4,226名という想定をさせていただいております。この数値といいますのは、滋賀県が平成26年に公表しました地震被害想定を元に算定したものというふうになっております。甲良町で起きる最大クラスの地震が起きた場合の想定というふうになっております。この数値につきましては、平成26年のものですので、滋賀県において、今年度から変更について作業に入られておられるというふうに聞いているところでございます。

甲良町におきましては、本年度そして来年度2ヵ年をかけまして、町の防災計画の見直しを既に着手させていただいております。

先ほどありましたトイレの問題等もございます。またあるいは、能登半島地震など近年の地震では、自宅敷地内あるいは自動車の中での避難といったものも、避難生活の多様化というのが想定、提起されているところでもあります。こういったところについても検討をする必要があるというふうに考えておりまして、計画の策定する中で、識者意見等も聞きながら策定、反映できていけたらというふうに考えているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 トイレの43個に補足する点で、マンホールの上に設置するマンホ

ールに接続するということなんですけれども、マンホールは甲良町で幾つあるんですかね。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 すみません。一般的に道路に入っているマンホール自体は、仮設の今のマンホールトイレとしては活用ができません。しようと思えばできるんですが、道路の真ん中になりますので現実的ではないと。

ただ、災害用のマンホールトイレというのは、一般的にこういう町の施設などに本管から引き込んだ部分で幾つか小型のマンホールを設置して、そこにテントを建て、洋便器のような形で座れるような形のトイレを設置するというのは仮設用のマンホールトイレという位置づけになっておりますので、今議員おっしゃっていただきましたマンホールの数といいますのは、本来、最終的に処理場に流れる部分の中間に置く、分岐点につけるマンホールですので、ちょっと全体の数といいますのは今現時点、持ち合わせてありませんので、お答えができないんですが、災害時のマンホールといったものはそういう使はるるもので、ちょっと新たに整備する必要があるというふうに考えています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると新たに整備する必要があると言われましたけれども、今現在で活用しようとすれば、ざっとどれだけあるかということも、今のところはゼロないしは何個かが活用できるんですかね。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 昨年、一昨年に下水道の耐震化の調査をさせていただきましたので、それが尼子のセブン-イレブンから役場周辺まで。一応そこの管が耐震を持つであろうということで調査が出てますので、福祉センターの中の一部に本管から引き込む、もしくは役場の方へ引き込むなどして、新たにマンホールを造ることにはなろうかと思いますので、現時点ではゼロということになります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 なるほどね。そうすると、新たにマンホールを造っていく。つまり、本管から伸ばしてマンホール造っていくというわけですから、費用も結構かかることになりますよね。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 一定費用としては、かかってまいります。そこについては、社会整備交付金、下水道の部分などで一部補助金などは活用できますが、一定費用としては、町の単独の費用も発生しますので、そういうところはまた検討ということになるということです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 災害が起これば、こうやって話をさせてもらっていますけれども、全く冷静になれないというのが大前提になりますので、準備、準備の万全という点では万全にはならないかもしれませんけれども、やはり最大の努力をしていくということを改めて町にもお願いし、私たち議員の方もできることがあれば、十分にまた遠慮なく言ってもらって、議員の役割が果たせるように、またアドバイスなり指示をしてもらえばありがたいなというふうに思っています。

次に、生活保護費の削減違法判決を受けてなんですが、先ほども本会議で請願が採択をされました。本当にありがとうございました。私も紹介をさせていただきましたが、生活保護の状況をつぶさに分かっているわけではありません。数件ないしは10件までの間で、甲良町に来てから生活保護の申請をするまでの相談をさせていただいた件数がございますが、そういう点では十分な議論をしないうちに引き下げた。つまり、選挙公約でもうありきで、引下げありきで、これは安倍政権のときですけれども、平成13年のときに一律6.5%平均引き下げたわけで、ここから始まりました。しかも、自民党という1政党の生活保護10%の削減を選挙政策に掲げたわけで、これでは生きていけないというような声がいっぱいあるところを、厚生省がそれをそのまま引き受け引き下げたことから始まります。最高裁の判決は、そのことすばり手続に抜かりがあったということで断罪をされています。

その点でも、1つ目ですが、削減部分の回復を政府にぜひ求めていただきたい。今、第三者の検討委員会、どうようにして補償を、最高裁の判決を受けてどういうような対応が必要かということの検討会がされていますが、そこに後押しをする上でも大事なことだと思いますので、1番目、よろしくお願いします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 こちらの質問についてですけれども、国において対応されるものと認識しております。このため、町から特に政府に対して何か求めるということは今のところは考えておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 大変苦しい状況の町です。町民の方々、同和対策事業等の成果もありますけれども、そこから漏れたり、それからそれだけで足りなくて、貧困な状況を抱えておられる方もいっぱいおられます。そういう点では、生活保護という制度ではなくて生活保障の制度にしていくことが私は必要かなと思っていますが、だからこそ甲良町からの発信は大事だというように思うんですが、ぜひ考え方直していただきたいというように思います。

2つ目に、削減額。これ遡及する金額が大変大きいわけですけれども、そういう違法判決が出た以上、その部分は違法な金額であることを明示して、原告

だけでなく、生活保護を受けている方に補填分が行き渡るように、声を出していただきたいと思いますし、その部分を先行実施していく点ではどうでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 ちょっとよく似た回答で恐縮なんですけれども、国においてこちらも対応されるものと認識しております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 町単独で厳しい状況があることは理解できます。県とタイアップする、県は財政力、なかなか大変な状況があるようですけれども、でも県全体でやっぱり補填をしていく、何らかの形で補填をしていくということで訴えていただきたいですし、原告もそれから声なき声、つまりそういうなかなか表に出られないですよね。保護を受けているというので後ろめたい気持ちがある。同時に居直って、全協の中でも出ましたように、全くぶらぶらしているという状況もあるかと思うんですけども、そういう生活保護、暮らしの保護、命のセーフティーネットという点でも、この制度は大変大事だと思いますし、そのことを復活するようにという地方からの声は大事ですので、寺本町長、代表して見解をお願いします。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 今、福祉課長が申したとおりだと思うんですけど、やはり判決が出たんですから、それは当然政府として考えていくことだと私は思っております。私が言うまでもないと思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 本当に今、寺本町長が言わされたように、言うまでもなく国は「すみません」と言って、その金額を補填するというのが普通の流れですけれども、第三者委員会に投げて、今、論議がされているという状況ですので、ぜひ甲良町からの意見書ないしは声を上げていくというのは、ほかのところで聞いていますと、大変重いらしいですね。

振り返りますと、冤罪で苦しむ方の再審法、いわゆる刑事訴訟法の改正を求める、こういう再審法、再審法の改正を滋賀県では一番に甲良町が上げました。それを担当している国民救援会の事務局長に聞きますと、その甲良町で上げていただいたことが、滋賀内、今12の市が可決をしたらしいですけれども、全国にも波及をして、大きな世論として今広がって、国会で今度始まる臨時国会で、再審法の審議が始まり、可決の見通しも出てきたということを聞いています。そういう点では、小さな町ですけれども、声を上げていくことが非常に大事だというふうに思います。

そういう点で、町の行政の方々と、また議会が、議員が力を合わせて、住み

やすい甲良町となるように尽力をしていきたいと思います。ありがとうございました。

○丸山議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩に入ります。

(午後 3時02分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番木村誠治議員の一般質問を許します。

2番木村誠治議員。

○木村誠治議員 2番 木村誠治です。議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。3つほどあります。

まず最初に、農業排水河川についてです。

先日、8月の17日に尼子でも、農業関係者から区民の皆さんと一緒に河川清掃を行いました。そのときにちょっと感じたことがあります、質問させていただきます。

本町における農業排水河川の維持管理については、県、町、土地改良区、さらには地域住民も関わっており、その責任や役割分担が十分に整理されていないことから、除草やしゅんせつの対応が後手に回るケースが見られます。土砂堆積や雑草繁茂が進めば、排水機能が低下し、大雨時には農地や住宅地に深刻な被害を及ぼすおそれがあると考えます。今後の災害リスクをふまえれば、維持管理の体制を明確にし、誰がどのような範囲を担当するのか、住民には分かりやすく周知することが不可欠と考えます。

そこで以下、質問させていただきます。

1つ目、四の井川、南川などのしゅんせつ例、実施主体を教えてください。その際、それらの河川に流入する農業排水河川のしゅんせつは行われていますでしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 四の井川、あと南川につきましては、一級河川に分類されておりまので、こちらの維持管理も含めての実施主体は滋賀県になります。

滋賀県の方では、河川整備計画を策定されておりまして、順次下流からしゅんせつの方は実施をされているところでございますが、町といたしましても、町を流れます一級河川でありますので、毎年早期にしゅんせつを行っていただきますように、町村会などの要望で上げさせていただいているところでございます。

南川と四の井川については、河川の幅も狭いところもありますので、そういったところは県が堆積量などは随時調査をされておりますので、調査は行われ

ております。しゅんせつ例ということでございますが、令和6年6月から7月にかけまして、長寺西から豊郷に向いての南川の方で一部しゅんせつの方をしていただいておりますので、そういったことは順次進めていただくようお願いをしているところです。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 今お答えしました四の井川、南川等に流れる農業排水川、排水河川については、所有についてはダム事務所、犬上川沿岸土地改良区と思っています。維持管理につきましては、尼子さんも要望等行かれたと思いますが、地元で維持管理の方をお願いしたいというスタンスを取っております。

現在のところ、排水川、小さい小規模から大きい川までありますが、大きな川の排水についてのしゅんせつは行われていないと思います。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 今回8月17日に尼子区の農業関係者、住民、区民が川掃除をしたんですけども、今、産業課長さんが言われましたように、四の井川、尼子ですと四の井川の方につながるところの河川ですね。私の自分の農地のところですと、13号のくみ上げのところから大きな幾つかの川が集合して大きな川になって、それがずっと小川原の方に向いてつながっていって、四の井川に流れているということなんですが、私も以前、今、建設水道課参事さんが言われていましたように、新幹線と近江鉄道の下で何年か前にしゅんせつされているという工事を私も見たんですが、そこへ行くまでのところの土砂の堆積なり、雑草が非常に激しく、私の川掃除のときに担当しているところでも数年前までは人力でくわなりで、閑地のところに土砂を上げていたんですけども、もうとても人力でできる量ではないということで、今回質問させていただいているんですけども、そういった例えば四の井川までのところに堆積している土砂について、排水路についての維持管理に関する役割ということで今、区という地元ということなんですが、とても地元だけでは処理できないのではないかということで、区の中でも非常に問題になっておりますので、何とかそこを土地改良区等含めて検討して、あるいは何とか力添えをいただきたいというふうに思いました、質問させていただきました。

やっぱり、地元住民で対応しなければならないんでしょうか。ちょっと再度の質問になりますけども、よろしいでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 原則的にはそうなります。

国の制度で、ご存じだと思いますが、農村まるごとの交付金、これが補助以外の維持管理をみんなでやりましょうということで、田んぼ1反当たり3,5

00円とかで、尼子あたりですと総額で300万円ほど交付金毎年いただいていると思うんですけど、その中でその財源を生み出してくださいということになります。

ただし、大きな排水でおっしゃっておられる場所は存じておりますので、実際、中に雑木等生えてひどい状態なのは重々承知しておりますが、交付金の中で、当然実際やるとなるとしゅんせつは結構高額になりますので、全部使うことにはできませんので、何年間貯金した上でやるとか、要は少しづつやるとか、業者で、全て人の人力でということは当然、高齢化も進んで難しいので、業者さんにお願いするにあたっても、その金額、幾ら分ずつやっていくと、年次計画を立てていただいてやっていくという、その方法しかないのかなというふうに思っております。

該当の排水路につきましては、尼子さん、それから小川原さんが管理区域になろうかと思いますので、両者で連携していただいて、それぞれが財源を捻出した形でやっていくという方法になるのかなと思います。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。

国の方でも問題にはなっておりましますし、この次の3番目の質問にも関係あるんですけども、災害時の迅速な対応も重要かと思います。今、課長さん言ってくださったように、分割なり計画を立ててということで、何とか区の中で、小川原さんとのことも関係ありますし、それから何よりもあそこの以前、丸山議長さんが議員のときに質問されている南川のところでも、議事録に残っているんですけども、下流はしゅんせつされて排水の能力があっても、堰ができるみたいな状態ですと、結局、新幹線なり近江鉄道の上、上流であふれるというような、この防災マップにも載っておりますので、0.5から3メートル未満のというふうに載っておりますので、町の方としましても、その辺をご配慮いただいて、区としてもまるごとなんかを使って、積極的に分割、計画的に対応していきたいなと思っております。

問題は、本当に下がしゅんせつが終わっていて、上流が止まっていると、本当にそこで洪水が起こるおそれがあるということを一番心配しております。

次に参ります。

2番目、メガソーラー大規模太陽光発電についてということで、これは最近ニュースでもいろいろとメガソーラーの建設で森林伐採とか、斜面開発が進み、土砂崩れ、それから洪水のリスクが高まっているというニュース、あるいは景観の悪化や生態系への影響も深刻だと。それから、ノー・モア・メガソーラー宣言を出した市町も出てきておりますということで、近年全国各地で大規

模太陽光発電、いわゆるメガソーラーの建設が進められておりますが、その一方で森林伐採や斜面開発に伴う土砂災害、水害リスクの増大が大きな問題となっております。全国的にも、環境破壊や景観悪化を懸念する声が多く寄せられており、ノー・モア・メガソーラー宣言を出す市町も少なくありません。町民憲章にうたわれていますように、自然とともに、自然と共生する地域づくりをめざすのであれば、安易な開発を認めるべきではないと考えます。

そこで、つきましては町として、メガソーラー建設に伴う防災環境への影響をどのように評価し、規制監視体制をどのように整えているのか、質問いたします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 ちょっと一般的な回答としてお答えさせていただきます。

まず、メガソーラー、容量的には1,000キロワットというふうに聞いております。これを設置する場合ですが、今、森林の山林のことを言うてくれはるんですが、敷地面積が大体約2ヘクタールぐらい必要になるということを聞いております。もし、仮に甲良町の山林でしようとする場合、まずは森林開発は0.5ヘクタール5,000平方メートル以上、ソーラーの設備をする場合には5,000平方メートル以上の開発ということで、開発許可が必要になります。

その開発許可の中で、4要件をクリアしなければならないとされておりまして、1つ目が土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

2つ目、水害の発生をさせるおそれがないこと。

3つ目、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

4番目、環境を著しく悪化させない、悪化させるおそれがないこと。それからまた近隣住民に対する詳細な住民説明会を必須とされて、そういう条件があります。

これがクリアできれば、まずは開発許可というものの許可が手続ができるというふうになります。

それから、それ以外に実際のメガソーラーの目的が、要は売電、電力、電気を売るという、そういう目的である場合には、経済産業省の許可が必要になります。この際には、当然、開発許可を受けていますという条件がついていますので、無許可で例えば手続しようとしても許可が下りないと。

それから、併せて別に盛土規制法という法律の規制を受けるということで、そういう様々な規制があることから、なかなか無許可でそれをされるという可能性はないのかなと思います。

それから、メガソーラーをする場合なんですが、敷地で今確保できて設備を

整えたところで、近くに高圧送電線が通っていないといけないと。いわゆる鉄塔ですね。高圧鉄塔が近くにないと、その生み出した電気をそこへ送るという、そういうことが必要なんですが、甲良町の山林だと、企業用地とかあの辺の山林となりますけど、その近くに高圧送電線というのがありません。今、西側となると、多賀の山の頂上、あそこに高圧鉄塔が走っています。そこへつなぎに行くという、そういう想定になります。それか、新幹線側は小川原から尼子へ今高圧線が通っていますが、そこへつなぎに行くというような工事も必要となっていくということから、甲良町の山林でメガソーラーという整備というのはなかなか難しいんじゃないかなという思いを持っております。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 勉強不足というのか、私自身、少し安心した気がします。

米原市のことですが、工場の誘致の土地に今、新しくこの1月ですかね。メガソーラーができたりしていて、近くにも来ているのかなと思ったりもしたんですが、今のちょっと課長さんのお話を聞いて少し安心しました。ありがとうございました。

続きまして、3番目にいきます。

参院選についてということで、町議会レベルで直接選挙管理委員会や制度設計を所管しているわけではありませんが、町民の安心、公正な選挙の観点から問題提起させていただきます。

無効票の多さや投票用紙の誤配布、あるいは開票ミスといった問題は、いずれも選挙の公正性や信頼性に疑惑を生じさせる要因になります。住民が自分の投票が正しく扱われていると確信できなければ、選挙制度そのものへの信頼が揺らぎ、投票率低下にもつながりかねません。民主主義を支える根幹である選挙の信頼性を確保するために質問させていただきます。

まず1つ目、さきの参院選での本町と県での投票率、無効投票率はいかほどか教えてください。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 総務課ではありますが、選挙管理委員会事務局としてお答えをさせていただきます。

本町では、参議院選挙、選挙区におきましては投票率54.85%、無効投票率3.5%でございます。滋賀県におきましては、参議院選挙の選挙区におきましては59.69%、無効投票率は2.17%でございました。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。

4 ポイントぐらいですかね。投票率から無効投票でも、1. 数ポイントほど無効投票率が多く、それから投票率の方は小さく、本町は出ているということで、2番目の質問にいきます。

本町の選挙管理委員会としてとしては、事務作業の正確性向上、不正防止、透明性確保のためにどのような対策を講じているのか、教えてください。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 事務従事に当たる者は、主には町の職員でございます。そのために投票・開票事務におきましては、事前に作業マニュアルを整備いたしまして、直接、会場における流れや事務作業について説明会を実施しているというところでございます。

また、投票及び開票につきましては、管理者と立会人を選任いたしまして、実際に投開票につきましては、立ち会っていただきまして、選挙が公正確実に行われているというところをチェックいただきておるというところでございます。

特に、開票事務につきましては、参観も見ていただけるというところでもございますから、正確性、不正防止、透明性は公職選挙法上、確保、担保されているということと考えております。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 次の質問で最後です。住民に対して安心感を与えるための説明責任をどのように果たしていくのか、お伺いいたします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 選挙管理委員会の中でも先ほどありましたように、契約も含めまして、投票率の向上に取り組んでおるというところではございます。

私たち選挙管理委員会や役場職員事務従事者が実直に業務を遂行するというところで、その説明の責任は果たされているというふうに考えております。

今後も、正確、適正に実直に作業したいというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。

滋賀県内の選挙区の投票率のベストスリーは、竜王町、それから野洲市、また多賀町というふうになっております。なっていたと、ちょっと県のホームページで確認しました。それから先ほどご報告いただきましたように、県と本町の選挙区の投票率の差というのは4.8ポイントぐらいあります。無効投票率が本町で3.5%ということで、何とか無効投票率分だけでも、町の投票率に乗っかれば、県平均にはまだ届かないかもしれませんけれども、5.9%がそれ

ぐらいでしたので。そういった啓発もできれば、余事記載は駄目よとか、そういったことを啓発していただけだと、さきの町長選なり町議選のときに70%を超える投票率を出している町ですので、そういった実力はあると思いますので、そういった啓発もぜひよろしくお願ひしたいと思いまして、質問を終わります。

○丸山議長 木村誠治議員の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時40分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に
より署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 小 森 正 彦

署 名 議 員 西 川 誠 一